

圏央鶴ヶ島 I C 周辺地域整備基本構想に係る  
戦略的環境影響評価計画書

平成22年8月

埼玉県



# 目次

1 . 計画策定者の氏名及び住所 .....	1
2 . 対象計画の概要 .....	1
2 . 1 対象計画の名称及び種類 .....	1
2 . 2 対象計画の目的 .....	1
2 . 3 対象計画の概要 .....	3
2.3.1 対象計画の概要 .....	3
2.3.2 対象計画区域の現状 .....	3
2.3.3 対象計画の原案に記す内容 .....	5
2.3.4 事業の実施手続と戦略的環境影響評価との関係 .....	6
2 . 4 対象計画の実施区域及び関係市 .....	6
3 . 関係市の概況 .....	7
3 . 1 関係市の社会経済の状況 .....	7
3.1.1 人口の状況 .....	7
3.1.2 産業の状況 .....	8
3.1.3 土地利用の状況 .....	9
3.1.4 交通の状況 .....	10
3.1.5 供給処理施設の状況 .....	12
3 . 2 関係市の環境の状況 .....	13
3.2.1 関係市の環境の概況 .....	13
3.2.2 環境の影響を受けやすい地域等の状況 .....	17
3.2.3 環境保全の観点から法令等により指定された地域等の状況 .....	22
3.2.4 既に環境が著しく悪化し、またはその恐れが高い地域等の状況 .....	24
4 . 対象計画の原案 .....	25
4 . 1 対象計画の原案設定の背景 .....	25
4.1.1 埼玉県地域計画等における対象計画区域の位置づけ .....	25
4.1.2 鶴ヶ島市の計画における対象計画区域の位置づけ .....	29
4 . 2 対象計画の原案設定の経緯 .....	34
4 . 3 対象計画の原案の内容 .....	34
5 . 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法 .....	36
5 . 1 関連する社会経済面の推計の項目の選定 .....	36
5 . 2 関連する社会経済面の調査、推計の手法 .....	36
6 . 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法 .....	37
6 . 1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定 .....	37
6 . 2 調査、予測、評価の手法 .....	45
6.2.1 調査、予測の手法 .....	45
6.2.2 評価の手法 .....	46
7 . 手続に係る実施計画（県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画） .....	47
7 . 1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続の実施計画 .....	47
7.1.1 計画書の周知 .....	47
7.1.2 計画書に関する意見聴取 .....	47
7 . 2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続の実施計画 .....	47
7.2.1 報告書の周知・説明 .....	47
8 . 調査等の受託者の氏名及び住所 .....	48

## 1 . 計画策定者の氏名及び住所

計画策定者の氏名：埼玉県知事 上田 清司

計画策定者の住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

## 2 . 対象計画の概要

### 2 . 1 対象計画の名称及び種類

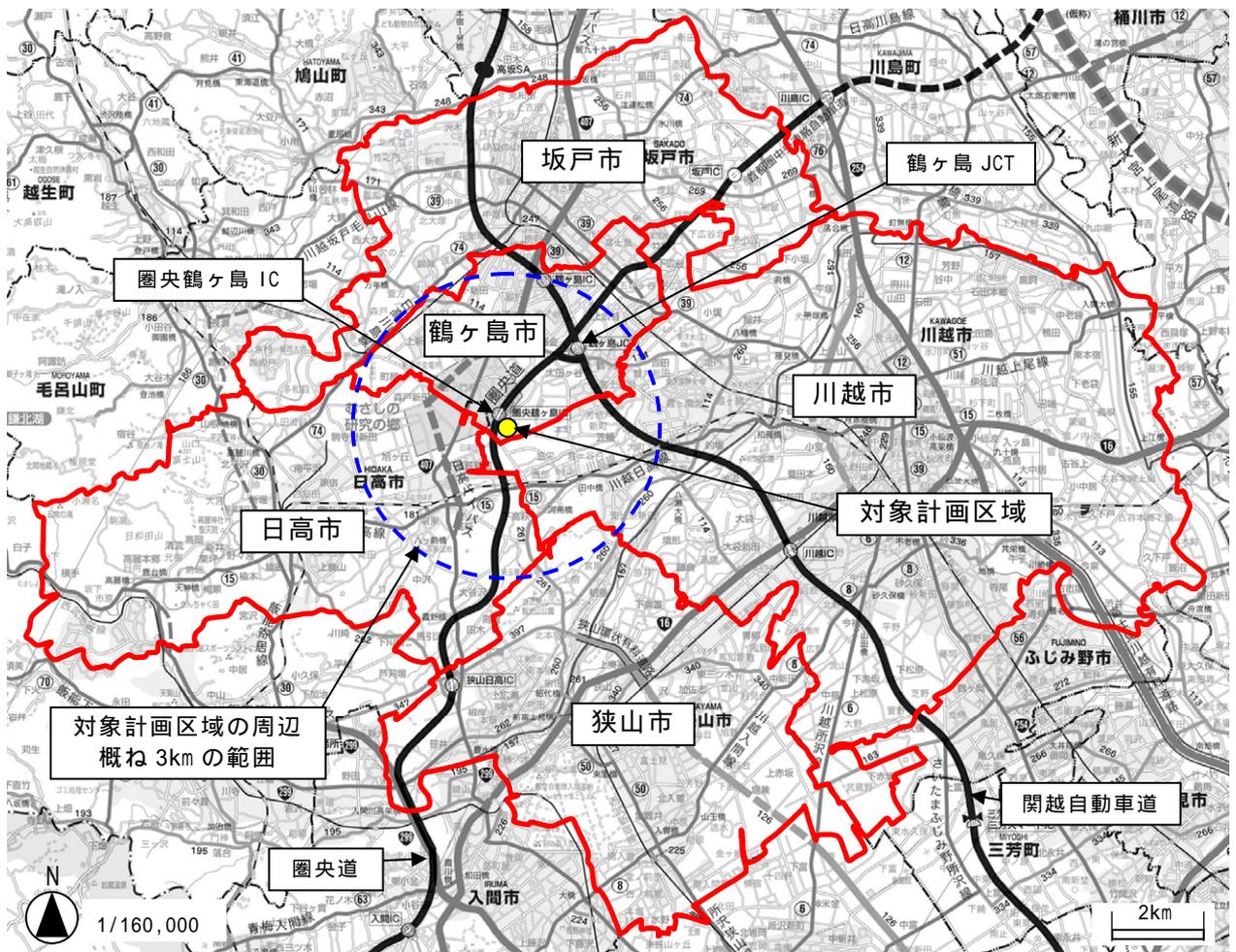
対象計画の名称：圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想

対象計画の種類：複合事業

(工業団地の造成、研究所用地の造成、流通業務施設用地の造成)

### 2 . 2 対象計画の目的

埼玉県農業大学校及び農林総合研究センター鶴ヶ島試験地(以下、「農業大学校」という。)の移転後の跡地活用として、豊かな自然環境に配慮した産業系の土地活用を図るものである。



「埼玉県道路網図」を基に作成

図 2.2-1 対象計画区域の広域的位置

## 2.3 対象計画の概要

### 2.3.1 対象計画の概要

対象計画の範囲は、埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷に位置する、圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接した約 40ha の現農業大学校用地である。

農業大学校用地は、圏央鶴ヶ島 IC の間近に位置するという産業集積に恵まれた立地条件と、豊かな緑地や広大なほ場、周辺の平地林や屋敷林、わき水を源とする飯森川や大谷川などが相まった里地の風景とを併せ持っている。

一方、農業大学校では、施設の老朽化が進んでおり、学科や定員の見直しなど施設の在り方について検討が行われていた。

そうした中で、鶴ヶ島市から県に対し、農業大学校を含めた圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域の一体整備についての要望がなされた。県では、こうした市からの要望や、農業大学校施設の老朽化という点などから検討を重ねた結果、農業大学校を移転し跡地を活用していく方向となった。

このような背景のもと、本対象計画は、「埼玉県の特色・ポテンシャルを活かした産業集積」、「鶴ヶ島市や周辺住民の意向に沿った利活用」及び「緑地等の保全に最大限配慮した開発」を基本的な考え方として、埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全の両立を目指した現農業大学校の跡地利用を図ろうとするものである。

### 2.3.2 対象計画区域の現状

対象計画区域は図 2.3-1 及び図 2.3-2 に示すとおり、鶴ヶ島市の南端部、圏央鶴ヶ島 IC の東側に隣接して位置し、鶴ヶ島市役所の南約 1.3km、市の市街地の中心となる東武東上線鶴ヶ島駅から南西側に概ね 3km 圏に含まれる。圏央鶴ヶ島 IC から圏央道を約 2km 北上した地点に鶴ヶ島ジャンクションがあり、関越自動車道と接続する。

対象計画区域は、現在は農業大学校の所在地である。農業大学校は、農業及び農業関連産業の担い手を育てるための埼玉県立の専修学校である。都市近郊に位置しながら武蔵野の緑豊かな自然に囲まれ、農業実践の場として施設野菜や露地野菜栽培を始め、植木造園、花き、水田、酪農等、多彩な土地利用がなされている。農作業実習で生産された農作物の直売所もあり、施設内のグラウンドは週末などには地域住民も利用できる等、地域住民との交流、関わりのある場となっている。

対象計画区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域に位置し、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内農用地区域外となっている。

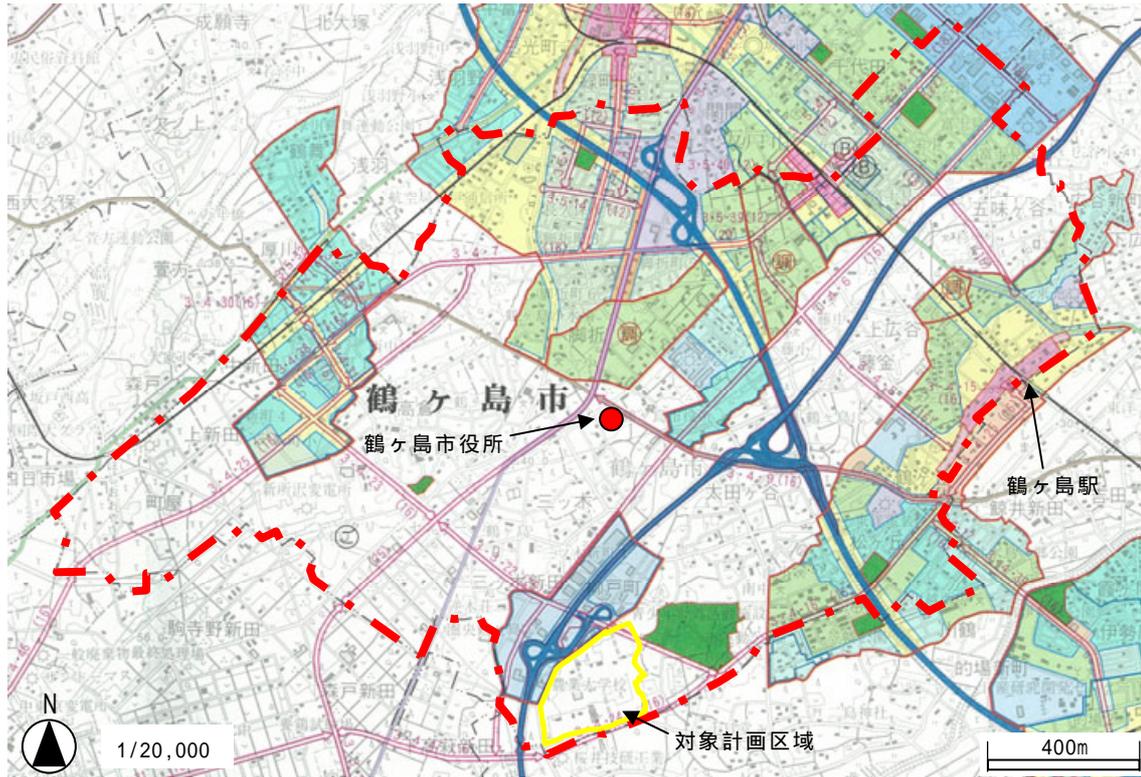


図 2.3-1 対象計画区域の位置

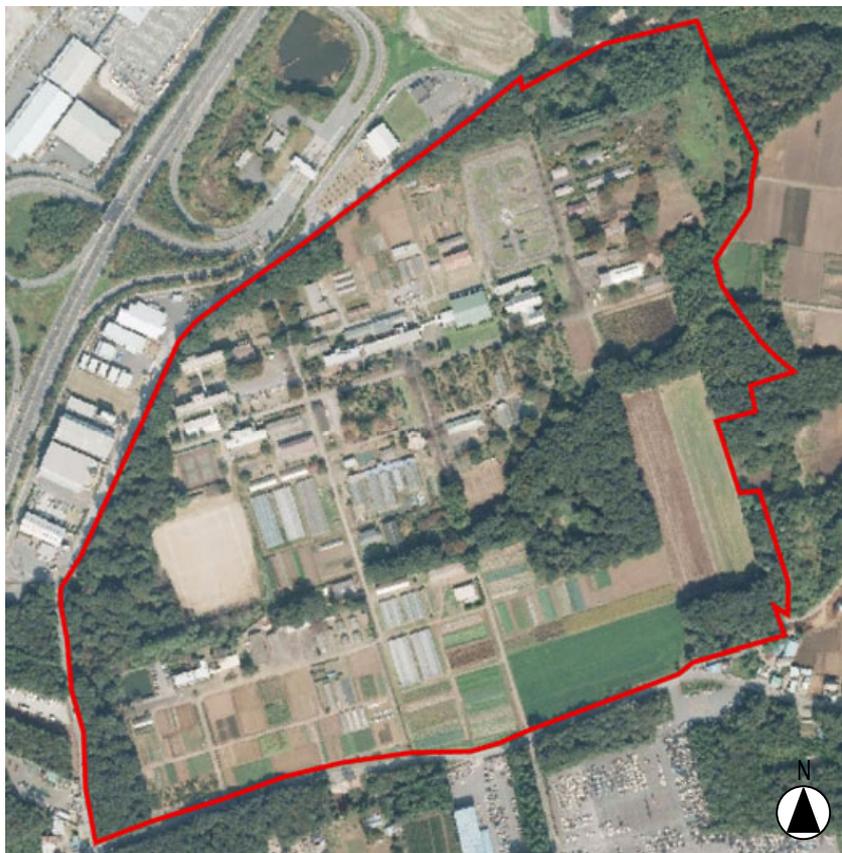


図 2.3-2 対象計画区域の範囲

### 2.3.3 対象計画の原案に記する内容

本戦略的環境影響評価においては、表 2.3-1 に示す項目に関して、対象計画区域内の特性に配慮した計画の複数原案を設定する。

なお、埼玉県戦略的環境影響評価技術指針第 2、1 項及び別表 1 において検討が可能とされている複数原案の設定要素のうち、表 2.3-1 以外の項目については、表 2.3-2 に記した理由から、複数原案の検討において代替案を作成しないこととした。

表 2.3-1 対象計画の原案の設定要素

対象計画の種別	複数原案の設定要素
複合事業	土地利用計画

複合事業（工業団地の造成、研究所用地の造成、流通業務施設用地の造成）  
資料：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表 1」

表 2.3-2 その他の要素を複数原案の設定要素に含めない理由

技術指針に示された要素		複数原案の設定要素に含めない理由
複合事業	計画等の基本的枠組み	構想策定段階ではあるが、対象計画においては現存する緑地の保全等が基本的枠組み検討の重要な要素であることから、「土地利用計画」として検討することとした。 誘致する業種等については、現時点では絞り込めないため、複数案の設定要素に含めることは難しい。
	用地形状	対象計画は、農業大学校移転後の跡地利用であることから、対象計画区域は現農業大学校用地として確定している。

複合事業（工業団地の造成、研究所用地の造成、流通業務施設用地の造成）  
資料：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表 1」

### 2.3.4 事業の実施手続と戦略的環境影響評価との関係

事業の実施手続と戦略的環境影響評価との関係は、図 2.3-3 に示すとおりである。

対象計画の戦略的環境影響評価は、対象計画の基本構想の検討において配慮すべき環境影響要因と影響を受ける環境項目を明らかにし、また、事業実施段階で必要な環境影響評価等の検討に資する情報を整理し、公表することを目的として実施するものである。

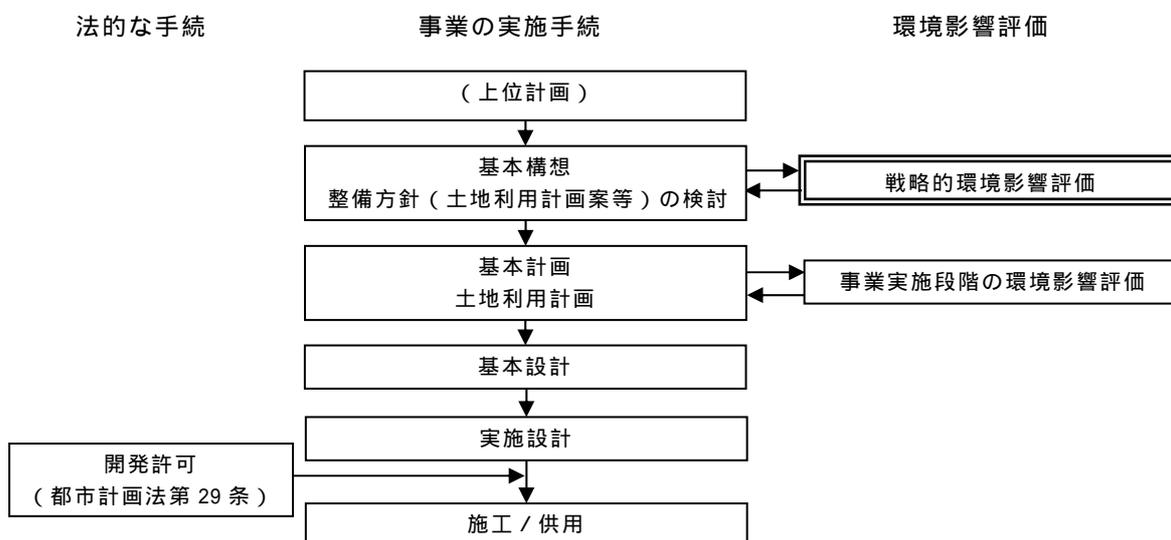


図 2.3-3 事業の実施手続と戦略的環境影響評価との関係

## 2.4 対象計画の実施区域及び関係市

対象計画の実施区域は、埼玉県鶴ヶ島市である。

また、対象計画の関係市は、「埼玉県戦略的環境影響評価実施要領 別表第 2」に基づき、対象計画が実施される区域の周囲 3km 以内の地域を基準として設定した。設定した関係市は、図 2.2-1 に示す鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市の 5 市である。

### 3 . 関係市の概況

#### 3 . 1 関係市の社会経済の状況

##### 3.1.1 人口の状況

埼玉県及び関係市における人口及び世帯数の推移は、表 3.1-1 に示すとおりであり、鶴ヶ島市の人口は平成 17 年で約 7 万人である。

人口に関しては、埼玉県、鶴ヶ島市、川越市では一貫して増加傾向にあるが、狭山市と日高市では平成 7 年をピークに減少傾向に転じている。坂戸市では平成 12 年には減少しているが平成 17 年には増加している。一方、世帯数は各市ともに増加を続け、1 世帯当たりの世帯人員は減少している。

表 3.1-1 人口及び世帯数の推移

年次	人口(人)					
	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	狭山市	坂戸市	日高市
昭和 55 年	5,420,480	35,842	259,314	124,029	77,335	43,219
昭和 60 年	5,863,678	49,381	285,437	144,366	87,586	48,227
平成 2 年	6,405,319	63,064	304,854	157,309	95,740	53,169
平成 7 年	6,759,311	66,208	323,353	162,240	98,221	54,884
平成 12 年	6,938,006	67,638	330,766	161,460	97,381	53,758
平成 17 年	7,054,243	69,783	333,795	158,074	98,964	53,619
年次	世帯数(世帯)					
	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	狭山市	坂戸市	日高市
昭和 55 年	1,584,655	10,444	76,080	36,571	22,976	11,388
昭和 60 年	1,751,372	14,946	85,450	43,777	26,671	12,976
平成 2 年	2,044,234	20,585	97,332	50,141	31,763	15,002
平成 7 年	2,289,138	22,965	109,205	54,341	34,376	16,468
平成 12 年	2,482,374	24,598	117,986	57,285	35,726	17,278
平成 17 年	2,650,115	26,556	125,112	59,211	38,826	18,484
年次	世帯人数(人/世帯)					
	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	狭山市	坂戸市	日高市
昭和 55 年	3.42	3.43	3.41	3.39	3.37	3.80
昭和 60 年	3.35	3.30	3.34	3.30	3.28	3.72
平成 2 年	3.13	3.06	3.13	3.14	3.01	3.54
平成 7 年	2.95	2.88	2.96	2.99	2.86	3.33
平成 12 年	2.79	2.75	2.80	2.82	2.73	3.11
平成 17 年	2.66	2.63	2.67	2.67	2.55	2.90

資料：「埼玉県統計年鑑 平成 21 年」

### 3.1.2 産業の状況

平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、埼玉県及び関係市に立地している事業所は表 3.1-2 のとおりである。鶴ヶ島市の事業所数は 2,264 箇所、産業大分類別に見ると卸売業・小売業が最も多く、全事業所数の 4 分の 1 強を占めている。従業員数でも卸売業・小売業が最も多く、全従業員数の 4 分の 1 弱を占めている。

表 3.1-2 産業大分類別事業所及び従業者数（平成 18 年）

産業分類	事業所数（箇所）						従業者数（人）					
	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	狭山市	坂戸市	日高市	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	狭山市	坂戸市	日高市
A 農業、林業	389	4	4	8	-	6	4,571	88	71	55	-	31
B 漁業	4	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	35	-	1	-	-	-	707	-	3	-	-	-
D 建設業	26,779	217	1,069	521	315	281	174,782	1,070	7,372	2,936	1,706	1,139
E 製造業	33,466	150	1,107	462	298	300	527,125	3,298	26,682	20,556	8,252	5,817
F 電気・ガス・熱供給・水道業	270	2	9	4	7	3	9,283	49	807	65	163	53
G 情報通信業	1,437	17	84	27	8	4	28,708	408	1,450	255	88	154
H 運輸業、郵便業	5,898	44	197	121	39	61	171,156	1,123	7,205	4,109	1,243	1,755
I 卸売業、小売業	61,450	579	2,898	1,294	770	338	516,802	6,044	25,924	10,003	6,191	2,701
J 金融業、保険業	2,963	18	151	48	34	13	49,989	370	3,226	540	416	159
K 不動産業、物品賃貸業	15,256	164	491	297	158	69	57,930	565	2,085	1,091	580	410
L 学術研究、専門・技術サービス業	7,550	77	392	183	106	37	58,144	2,076	3,518	997	572	157
M 宿泊業、飲食サービス業	32,264	352	1,353	736	513	207	223,586	3,690	11,787	5,096	3,020	1,019
N 生活関連サービス業、娯楽業	24,688	260	1,076	525	365	156	123,992	1,169	5,823	2,630	1,553	1,130
O 教育、学習支援業	11,567	138	505	277	173	80	138,525	1,072	8,320	3,095	3,419	872
P 医療、福祉	15,458	143	725	328	242	92	234,444	1,831	13,947	5,939	2,783	2,054
Q 複合サービス事業	1,177	6	55	22	16	8	23,441	40	674	467	454	171
R サービス業	12,943	87	561	250	167	103	152,087	1,111	9,852	2,681	1,288	577
S 公務	1,241	6	46	28	19	11	71,773	395	3,200	5,494	937	380
合計	254,835	2,264	10,724	5,131	3,230	1,769	2,567,058	24,399	131,946	66,009	32,665	18,579

資料：「事業所・企業統計調査（新産業分類による集計）」

また、平成 20 年の工業統計調査によると、関係市の中で製造品出荷額等（30 人以上の事業所）が最も多いのは、狭山市の 14,868 億円、次いで川越市の 8,648 億円、日高市の 1,506 億円、坂戸市の 1,269 億円、鶴ヶ島市の 910 億円となっている。

### 3.1.3 土地利用の状況

関係市の土地利用状況は、表 3.1-3 のとおりであり、鶴ヶ島市、川越市、坂戸市は宅地の占める割合が 25～35%程度と最も多く、狭山市ではそのほか約 28%、日高市では山林が約 24%と最も多くなっている。

表 3.1-3 地目別土地面積

市名	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
鶴ヶ島市	1,773.0	3.2	442.8	624.0	0.4	109.6	-	-	142.6	450.4
	100.0%	0.2%	25.0%	35.2%	0.02%	6.2%	-	-	8.0%	25.4%
川越市	10,916.0	2,172.4	1,871.4	3,264.6	7.3	405.8	-	42.1	952.2	2,200.1
	100.0%	19.9%	17.1%	29.9%	0.1%	3.7%	-	0.4%	8.7%	20.2%
狭山市	4,904.0	125.8	1,191.4	1,347.3	0.4	347.9	0.2	4.3	533.6	1,353.1
	100.0%	2.6%	24.3%	27.5%	0.01%	7.1%	0.004%	0.1%	10.9%	27.6%
坂戸市	4,097.0	711.2	678.9	1,011.7	8.1	145.3	0.7	78.7	562.7	899.8
	100.0%	17.4%	16.6%	24.7%	0.2%	3.5%	0.02%	1.9%	13.7%	22.0%
日高市	4,750.0	190.0	1,072.8	840.1	5.5	1,122.6	0.4	17.0	652.4	849.2
	100.0%	0.04%	22.6%	17.7%	0.1%	23.6%	0.01%	0.4%	13.7%	17.9%

上段は平成 20 年 1 月 1 日現在の土地面積 (ha)、下段は構成比 (%) を示す。

雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

資料：「埼玉県統計年鑑 平成 21 年」

対象計画区域が位置する鶴ヶ島市の土地利用状況の推移は、表 3.1-4 に示すとおりであり、宅地及びその他の面積が増加傾向にある一方、畑及び山林の面積は減少傾向にあることが伺える。

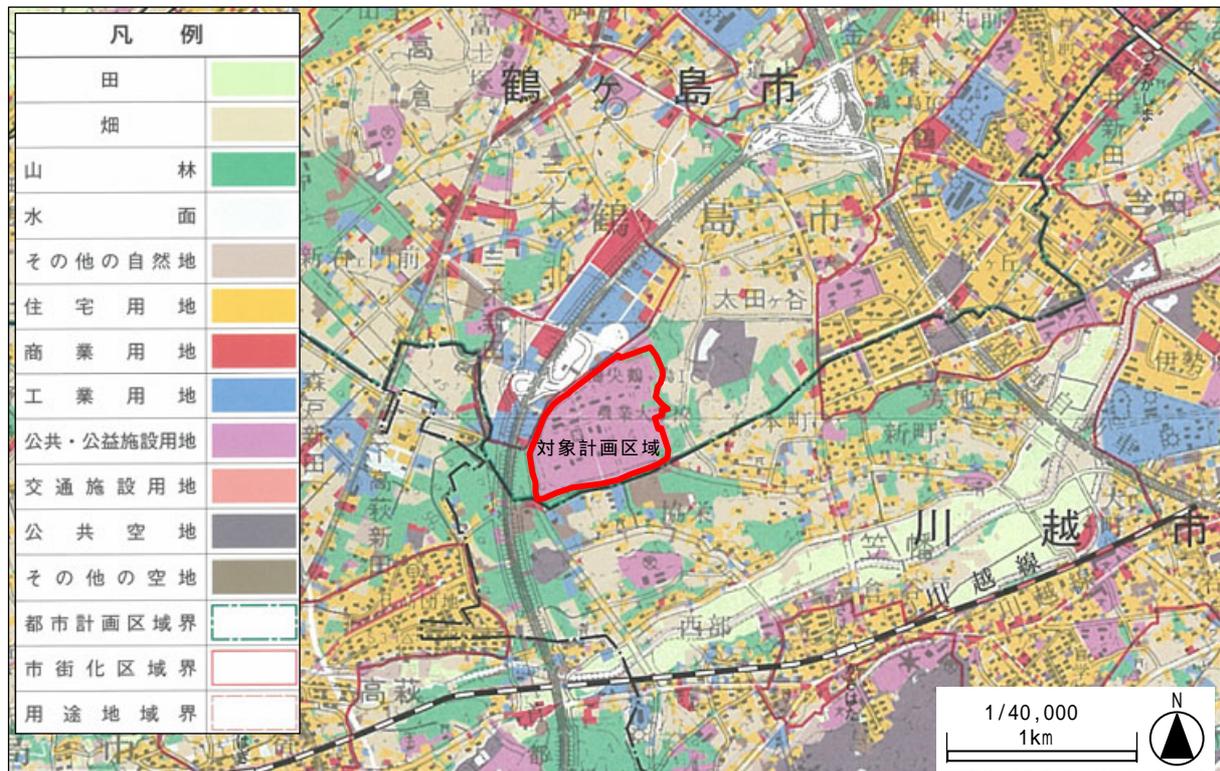
表 3.1-4 地目別土地利用面積比 (単位：ha)

年次	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
平成 15 年	3.3	469.2	579.9	0.7	125.4	-	-	166.6	427.9
平成 16 年	3.1	458.3	586.3	0.7	122.3	-	-	161.7	440.6
平成 17 年	3.1	453.2	599.9	0.4	118.6	-	-	150.4	447.4
平成 18 年	3.2	450.7	611.6	0.4	113.3	-	-	144.4	449.4
平成 19 年	3.2	445.7	619.6	0.4	112.2	-	-	142.2	449.7
平成 20 年	3.2	442.8	624.0	0.4	109.6	-	-	142.6	450.4
平成 21 年	3.2	437.2	627.1	0.4	108.9	-	-	145.4	450.8

資料：「平成 21 年版 統計つるがしま」

対象計画区域周辺の土地利用の状況は、図 3.1-1 に示すとおりである。圏央鶴ヶ島 IC 付近は、鶴ヶ島市南西部第一期土地区画整理事業の実施により商業用地、工業用地が整備されているが、対象計画区域のまわりにはまとまった山林が残されているなか、畑、住宅用地が広がっている。対象計画区域の東側には鶴ヶ島市運動公園があり、関越自動車道や圏央道沿道にはまとまった住宅地が見られる。

鶴ヶ島市の全体面積は 1,773ha、全域が都市計画区域であり、市街化区域は 807.1ha (45.5%)、市街化調整区域は 965.9ha (54.5%) となっている。



資料：「埼玉県土地利用現況図」(埼玉県、平成 17 年 10 月)

図 3.1-1 対象計画区域周辺の土地利用状況

### 3.1.4 交通の状況

関係市の主要交通としては、広域的な幹線道路として関越自動車道が南北方向を、圏央道が東西方向を走り、関越自動車道の鶴ヶ島 IC、圏央道の圏央鶴ヶ島 IC の 2 箇所のインターチェンジがあり交通の要所となっている。また、一般国道 407 号が南北を縦貫しているほか、東西方向では対象計画区域の南側に主要地方道川越日高線が、北側に一般県道川越越生線が通過している。

鉄道は、対象計画区域の南側に JR 川越線が東西に、東側に東武東上線が南北に通過している。

対象計画区域周辺の道路交通量調査地点は、図 3.1-2 に示すとおりである。平成 17 年道路交通センサスによる対象計画区域近隣の平日交通量は、関越自動車道で 6 万 5 千台/12h 程度、圏央道で 2 万 3 千台/12h 程度、一般国道 407 号で 2 万台/12h 程度、一般県道川越越生線 9 千~1 万 2 千台/12h 程度、一般県道鯨井狭山線で 8 千台/12h 程度となっている。



「埼玉県道路網図」を基に作成  
交通量調査地点

対象計画区域周辺の交通量（単位：台）

番号	路線名	12 時間	24 時間
1	関越自動車道	63,853 ( 57,970 )	87,166 ( 81,740 )
2	関越自動車道	65,740 ( 63,348 )	90,281 ( 89,236 )
3	一般国道 468 号 ( 圏央道 )	22,869 ( 17,097 )	29,891 ( 23,306 )
4	一般国道 468 号 ( 圏央道 )	23,025 ( 16,821 )	30,003 ( 22,910 )
5	一般国道 407 号	20,646 ( 22,062 )	29,317 ( 30,886 )
6	一般県道川越越生線	9,064 ( 7,646 )	11,693 ( 9,937 )
7	一般県道川越越生線	12,168 ( 12,702 )	15,697 ( 16,513 )
8	一般県道鯨井狭山線	7,750 ( 6,789 )	9,998 ( 8,825 )

番号は図中調査地点の番号に対応、( )内は休日交通量  
資料：「平成 17 年度道路交通センサス」

図 3.1-2 対象計画区域周辺の交通状況

### 3.1.5 供給処理施設の状況

#### 1) 電力及びガス

関係市のうち川越市の一部と狭山市の一部を除いて、他は東京電力(株)川越支社のサービス区域となっている。

関係市の都市ガス供給は、角栄ガス(株)(川越市、坂戸市)、坂戸ガス(株)(坂戸市、川越市、鶴ヶ島市)、西武ガス(株)(日高市)、大東ガス(株)(狭山市)、日高都市ガス(株)(日高市)、武州ガス(株)(鶴ヶ島市)により行われている。

平成19年度の埼玉県の都市ガス普及率は57.7%である。

#### 2) 水道

関係市における水道の状況は、表3.1-5に示すとおりであり、水道普及率は川越市、狭山市、日高市が100%、坂戸市が99.7%、鶴ヶ島市が99.4%となっている。

表3.1-5 水道の状況

市名	計画給水人口 (人)	行政区域内 総人口(人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
鶴ヶ島市	84,068	70,201	69,811	99.4
川越市	351,592	338,945	338,945	100.0
狭山市	173,200	155,876	155,807	100.0
坂戸市	114,900	100,225	99,913	99.7
日高市	60,100	56,405	56,405	100.0

平成20年度

資料：「埼玉県の水道 平成21年度版」

#### 3) 汚水処理

関係市の公共下水道の状況は表3.1-6に示すとおりである。公共下水道普及状況(行政人口に対する処理人口の割合)は、狭山市が92%と最も高く、日高市が約57%と最も低い。

対象計画区域は、公共下水道の処理区域に含まれていない。

表3.1-6 公共下水道の状況

市名	行政面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
鶴ヶ島市	1,698.6	61,403	37,106	60.4
川越市	10,880.3	332,131	280,503	84.5
狭山市	4,904	156,033	143,558	92.0
坂戸市	4,097	98,962	64,506	65.2
日高市	4,750	56,519	32,154	56.9

行政人口は平成20年度末現在の住民基本台帳人口である。

資料：「埼玉県統計年鑑 平成21年」

### 3.2 関係市の環境の状況

#### 3.2.1 関係市の環境の概況

##### 1) 自然環境

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省、2000年)によると、図3.2-1に示すとおり、対象計画地周辺部では、市街地、畑雑草群落、果樹園、水田雑草群落が多くを占めている。

対象計画地内の現存植生は、外周部にクヌギ - コナラ群集がまとまって生育しており、中央部の樹林はヤマツツジ - アカマツ群集となっている。その他に農業大学の施設や農地(畑雑草群落)が分布している。



図 3.2-1 現存植生図

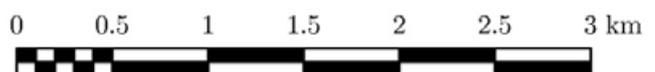
凡 例

- |                 |                |            |
|-----------------|----------------|------------|
| 67アカマツ植林        | 66スギ・ヒノキ・サワラ植林 | e果樹園       |
| 102アカマツ群落 (VII) | 101ニセアカシア群落    | b水田雑草群落    |
| 62オギ群集          | 73モウソウチク林      | a畑雑草群落     |
| 35クスギ群落 (VI)    | 36ヤナギ低木群落 (VI) | i緑の多い住宅地   |
| 45クスギ・コナラ群集     | 48ヤマツツジ・アカマツ群集 | r自然裸地      |
| 44クリ・コナラ群集      | 59ヨシクラス        | f路傍・空地雑草群落 |
| 40ケヤキ・シラカシ群落    | L工場地帯          | m造成地       |
| hゴルフ場・芝地        | k市街地           | w開放水域      |
| 対象計画区域          | d放棄水田雑草群落      |            |
| 行政界             | c放棄畑雑草群落       |            |

資料：  
第6回・第7回自然環境保全  
基礎調査現存植生図（飯能、  
川越南部、越生、川越北部）  
（環境省、2000年）



1:40,000



## 2) 生活環境

### (1) 大気環境

関係市の大気環境は、関係市内に8箇所（一般環境大気測定局6箇所、自動車排出ガス測定局2箇所）設置されている常時監視測定局で測定されている。

測定結果は表3.2-1に示すとおり、光化学オキシダント以外の物質については環境基準を達成している。

大気中のダイオキシン類の濃度については、埼玉県による日高局（高麗川南公民館）と川越市による川越市川越局で測定されており、平成20年度は両地点とも環境基準を下回っている。

表3.2-1 大気質の経年変化の状況

測定局	測定場所	年度	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント		
			年平均値	2%除外値	環境基準の適否	年平均値	98%平均値の年	環境基準の適否	年平均値	2%除外値	環境基準の適否	値の間の年平均1時間	値の間の最高1時間	環境基準の適否
			ppm	ppm	適否 x	ppm	ppm	適否 x	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	適否 x	ppm	ppm	適否 x
川越市川越	市所有地	H16	0.005	0.009		0.022	0.040		0.033	0.096		0.032	0.176	x
		H17	0.005	0.008		0.021	0.040		0.034	0.088		0.033	0.185	x
		H18	0.001	0.003		0.021	0.039		0.026	0.067		0.031	0.171	x
		H19	0.001	0.003		0.020	0.036		0.021	0.056		0.033	0.149	x
		H20	0.001	0.003		0.018	0.031		0.021	0.052		0.031	0.134	x
川越市高階	歌声の公園	H16	0.002	0.004		0.018	0.034		0.033	0.072		0.030	0.191	x
		H17	0.001	0.003		0.018	0.033		0.035	0.069		0.031	0.198	x
		H18	0.001	0.003		0.020	0.037		0.036	0.072		0.032	0.203	x
		H19	0.001	0.002		0.019	0.035		0.035	0.072		0.032	0.155	x
川越市霞ヶ関	伊勢原第5緑地	H16	0.002	0.005		0.020	0.037		0.022	0.053		0.032	0.209	x
		H17	0.002	0.004		0.020	0.035		0.023	0.048		0.033	0.196	x
		H18	0.001	0.003		0.021	0.037		0.030	0.073		0.031	0.176	x
		H19	0.001	0.003		0.019	0.034		0.025	0.066		0.033	0.156	x
狭山	堀兼公民館	H16	-	-	-	0.021	0.038		0.035	0.096		0.023	0.171	x
		H17	-	-	-	0.021	0.038		0.034	0.087		0.027	0.180	x
		H18	-	-	-	0.021	0.038		0.028	0.077		0.024	0.155	x
		H19	-	-	-	0.017	0.032		0.025	0.060		0.027	0.137	x
坂戸	芦山公園	H16	-	-	-	0.018	0.037		0.034	0.083		0.030	0.180	x
		H17	-	-	-	0.018	0.034		0.032	0.082		0.031	0.202	x
		H18	-	-	-	0.017	0.033		0.030	0.079		0.030	0.175	x
		H19	-	-	-	0.015	0.029		0.025	0.068		0.031	0.141	x
日高	高麗川南公民館	H16	0.001	0.004		0.015	0.029		0.030	0.072		0.030	0.178	x
		H17	0.001	0.003		0.015	0.030		0.030	0.087		0.030	0.176	x
		H18	0.001	0.002		0.015	0.028		0.026	0.071		0.031	0.149	x
		H19	0.001	0.002		0.012	0.023		0.022	0.058		0.033	0.196	x
川越市仙波	国道16号	H16	-	-	-	0.032	0.052		0.036	0.081		-	-	-
		H17	-	-	-	0.032	0.052		0.039	0.084		-	-	-
		H18	-	-	-	0.031	0.050		0.037	0.085		-	-	-
		H19	-	-	-	0.029	0.047		0.029	0.068		-	-	-
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道	H16	-	-	-	0.025	0.042		0.038	0.090		-	-	-
		H17	-	-	-	0.025	0.042		0.035	0.081		-	-	-
		H18	-	-	-	0.024	0.039		0.030	0.075		-	-	-
		H19	-	-	-	0.022	0.035		0.025	0.063		-	-	-
H20	-	-	-	0.020	0.034		0.022	0.053		-	-	-		

川越市仙波では一酸化炭素の測定も行われており、それぞれの年度において環境基準を達成している。

(H16:1.1ppm、H17:1.0ppm、H18:0.9ppm、H19:0.9ppm、H20:0.8ppm(日平均値の2%除外値))

(注) 各物質の環境基準を以下に示す。

二酸化硫黄...1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり(長期評価)、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること(短期評価)。

環境基準の適否は、長期評価を示しており、日平均値の2%除外値で評価している。

二酸化窒素...1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(長期評価)。

環境基準の適否は、日平均値の98%値で評価している。

一酸化炭素...1時間値の1日平均値が10ppm以下であり(長期評価)、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること(短期評価)。

環境基準の適否は、長期評価を示しており、日平均値の2%除外値で評価している。

浮遊粒子状物質...1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり(長期評価)、かつ、1時間値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下であること(短期評価)。

環境基準の適否は、長期評価を示しており、日平均値の2%除外値で評価している。

光化学オキシダント...1時間値が0.06ppm以下であること。環境基準の適否は、昼間の1時間値の最高値で評価している。

資料:「埼玉県環境白書」(各年度版)

## (2) 水環境

対象計画区域に係る入間川水系における関係市内の平成 20 年度の水質測定結果は、表 3.2-2 に示すとおりであり、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO) について環境基準を達成している。大腸菌群数については、高麗川大橋地点を除き、環境基準を超えている。

表 3.2-2 水質測定結果 (平成 20 年度平均値)

水系	河川名	地点名	類型	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
入間川	入間川	入間大橋	A	7.7	1.1	8	9.6	6,700
	入間川	落合橋	A	7.8	0.5	3	10	5,700
	入間川	初雁橋	A	7.1	0.9	13	9.1	14,000
	越辺川	落合橋	B	7.6	1.3	6	9.3	14,000
	高麗川	高麗川大橋	A	7.7	0.5	1	9.6	570
	高麗川	天神橋	A	8.2	1.2	1	10	1,700
	小畔川	荊橋	B	7.7	1.4	15	9.1	11,000
環境基準			A	6.5 以上	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
			B	8.5 以下	3 以下		5 以上	5,000 以下

資料：「平成 21 年版埼玉県環境白書」

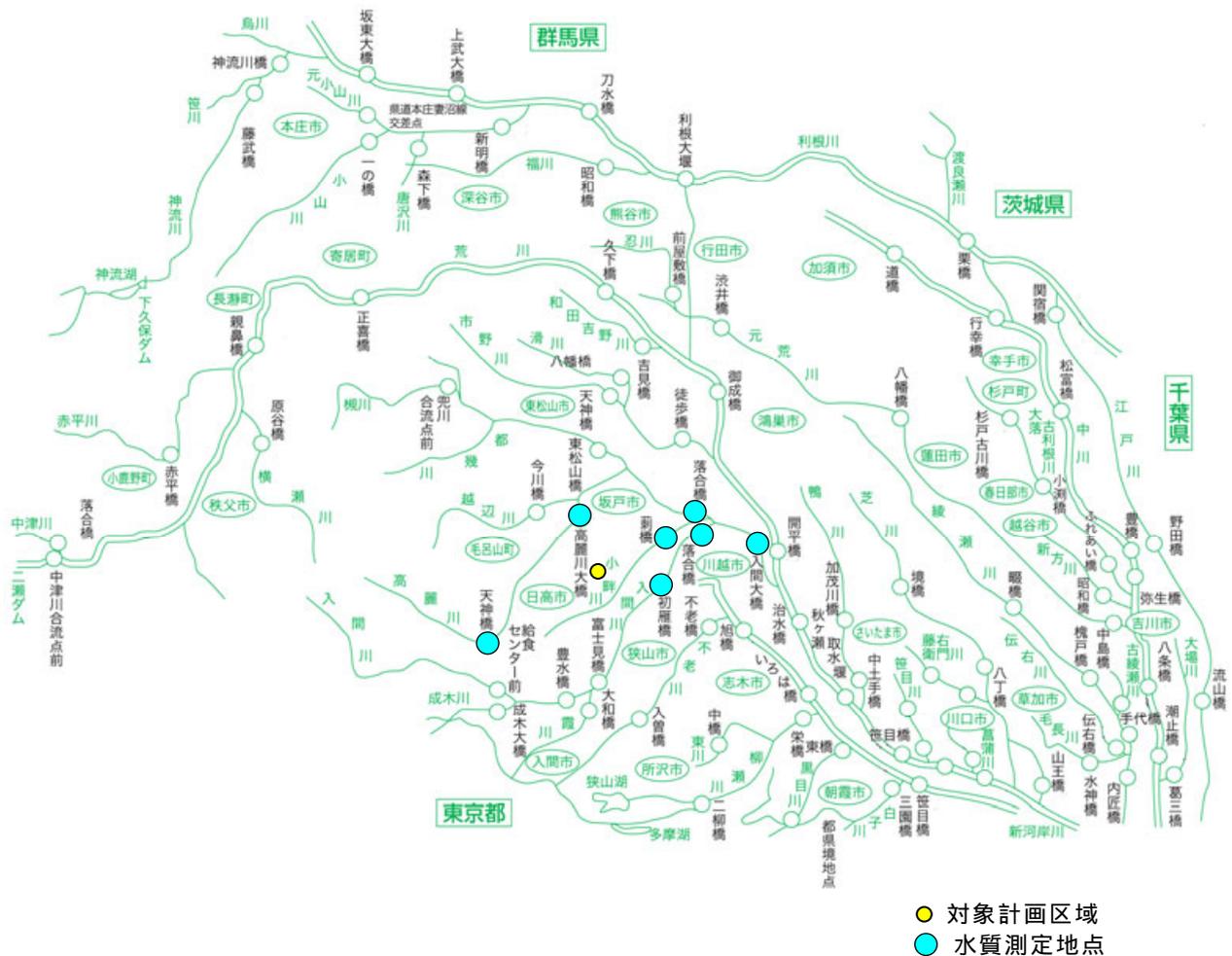


図 3.2-2 水質測定位置図

### 3.2.2 環境の影響を受けやすい地域等の状況

#### 1) 公共・公益施設の保全対象の状況

本対象計画の立案において、環境の良好な状態に保持するよう留意すべき保全対象施設として、関係市のうち対象計画区域から約3km以内の地域（以下「対象計画区域及びその周辺」という。）にある学校、病院、その他の公共・公益施設は表3.2-3～表3.2-5及び図3.2-3に示すとおりである。

#### (1) 学校

対象計画区域及びその周辺に分布している学校は、表3.2-3及び図3.2-3に示すとおりである。

表3.2-3 対象計画区域及びその周辺の学校

区分	番号	学校名	区分	番号	学校名	
幼稚園	1	鶴ヶ島めぐみ幼稚園	小学校	25	高萩小学校	
	2	つるがしま百合幼稚園		26	高萩北小学校	
	3	かみひろや幼稚園	中学校	27	霞ヶ関中学校	
	4	武蔵野幼稚園		28	霞ヶ関西中学校	
	5	つくし幼稚園		29	川越西中学校	
	6	川鶴ひばり幼稚園		30	鶴ヶ島中学校	
	7	川越第二ひばり幼稚園		31	藤中学校	
	8	のぞみ幼稚園		32	富士見中学校	
	9	かすみ幼稚園		33	西中学校	
	10	たかはぎ幼稚園		34	南中学校	
	11	大家幼稚園		35	高萩中学校	
小学校	12	霞ヶ関小学校		36	高萩北中学校	
	13	霞ヶ関北小学校	37	秀明中学校		
	14	霞ヶ関南小学校	38	西武学園文理中学校		
	15	霞ヶ関西小学校	高等学校	39	川越西高等学校	
	16	川越西小学校		40	鶴ヶ島清風高等学校	
	17	大家小学校		41	日高高等学校	
	18	鶴ヶ島第一小学校		42	秀明高等学校	
	19	鶴ヶ島第二小学校		43	西武学園文理高等学校	
	20	新町小学校		大学	44	西武文理大学
	21	杉下小学校			45	東洋大学(川越キャンパス)
	22	長久保小学校			46	埼玉女子短期大学
	23	藤小学校		専修学校	47	埼玉県農業大学校
	24	南小学校				

備考) 表中の番号は図3.2-3の図中番号に対応する。

資料: 「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育政策課、平成22年3月)

「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県学事課、平成21年5月1日現在)

#### (2) 病院

対象計画区域及びその周辺に分布している病院は、表3.2-4及び図3.2-3に示すとおりである。

表3.2-4 対象計画区域及びその周辺の病院

記号	病院名	記号	病院名
A	社会医療法人社団関越病院	E	医療法人真正会霞ヶ関南病院
B	鶴ヶ島池ノ台病院	F	旭ヶ丘病院
C	医療法人社団誠弘会池袋病院	G	日生病院
D	医療法人高友会笠幡病院		

備考) 表中の記号は図3.2-3の図中記号に対応する。

資料: 「病院名簿」(埼玉県医療整備課、平成22年5月)

### (3) 社会福祉施設

対象計画区域及びその周辺に分布している社会福祉施設は、表 3.2-5 及び図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-5 対象計画区域及びその周辺の社会福祉施設

種類	番号	施設名	種類	番号	施設名
保護施設	1	川越市職業センター	障害者関係施設	34	オリオン
老人福祉施設	2	やまぶき荘		35	きいちご
	3	清雅園		36	デイケア鶴ヶ島「すまいるはうす」
	4	真寿園		37	Com Com
	5	清光苑		38	「ひまわりの家」
	6	さやま苑		39	狭山市立青い実学園
	7	みなみかぜ		40	鶴ヶ島市発育支援センター
	8	柏苑		41	埼玉育児院
	9	鶴ヶ島ケアホーム	42	坂戸市立大家児童センター	
	10	あさひヶ丘	43	鶴ヶ島市脚折児童館	
	11	デイサービスあかね	44	鶴ヶ島市上広谷児童館	
	12	あさひ かしの木苑デイサービス	45	鶴ヶ島市大橋児童館	
	13	真寿会デイサービスセンター川越	46	鶴ヶ島市西児童館	
	14	ケアセンター さくら草	47	霞ヶ関保育園	
	15	医療法人真正会 霞ヶ関南病院デイリビング	48	霞ヶ関第二保育園	
	16	デイサービスベルグルー	49	川鶴保育園	
	17	デイサービスはるかぜ	50	パンビ保育園	
	18	コンサージュ鶴ヶ島デイサービスセンター	51	マーガレット保育園	
	19	ユニマットケアセンター鶴ヶ島	52	笠幡菜の花保育園	
	20	花水樹	児童福祉施設	53	あさば保育園
	21	あさひデイサービスセンター		54	鶴ヶ島保育所
22	川越市老人福祉センター西後楽会館	55		鶴ヶ島東部保育所	
23	鶴ヶ島市地域包括支援センターいきいき	56		富士見保育所	
障害者関係施設	24	ハートポートセンターともいき		57	あたご保育園
	25	川越いもの子作業所		58	さかえ保育園
	26	ステップ		59	はちの巣保育園
	27	パン工房カウベル		60	菜の花保育園
	28	多機能型事業所鶴ヶ島ゆめの園		61	笹久保さくら保育園
	29	やまぶきホーム		62	いちご保育園
	30	つつじホーム		63	第二はちの巣保育園
	31	第二つつじホーム		64	高萩保育園
	32	カウベルの家		65	開栄保育園
	33	ケアホームあゆみ		66	あさひ保育園

備考) 表中の番号は図 3.2-3 の図中番号に対応する。

資料: 「社会福祉施設名簿」(埼玉県社会福祉課、平成 22 年 3 月)

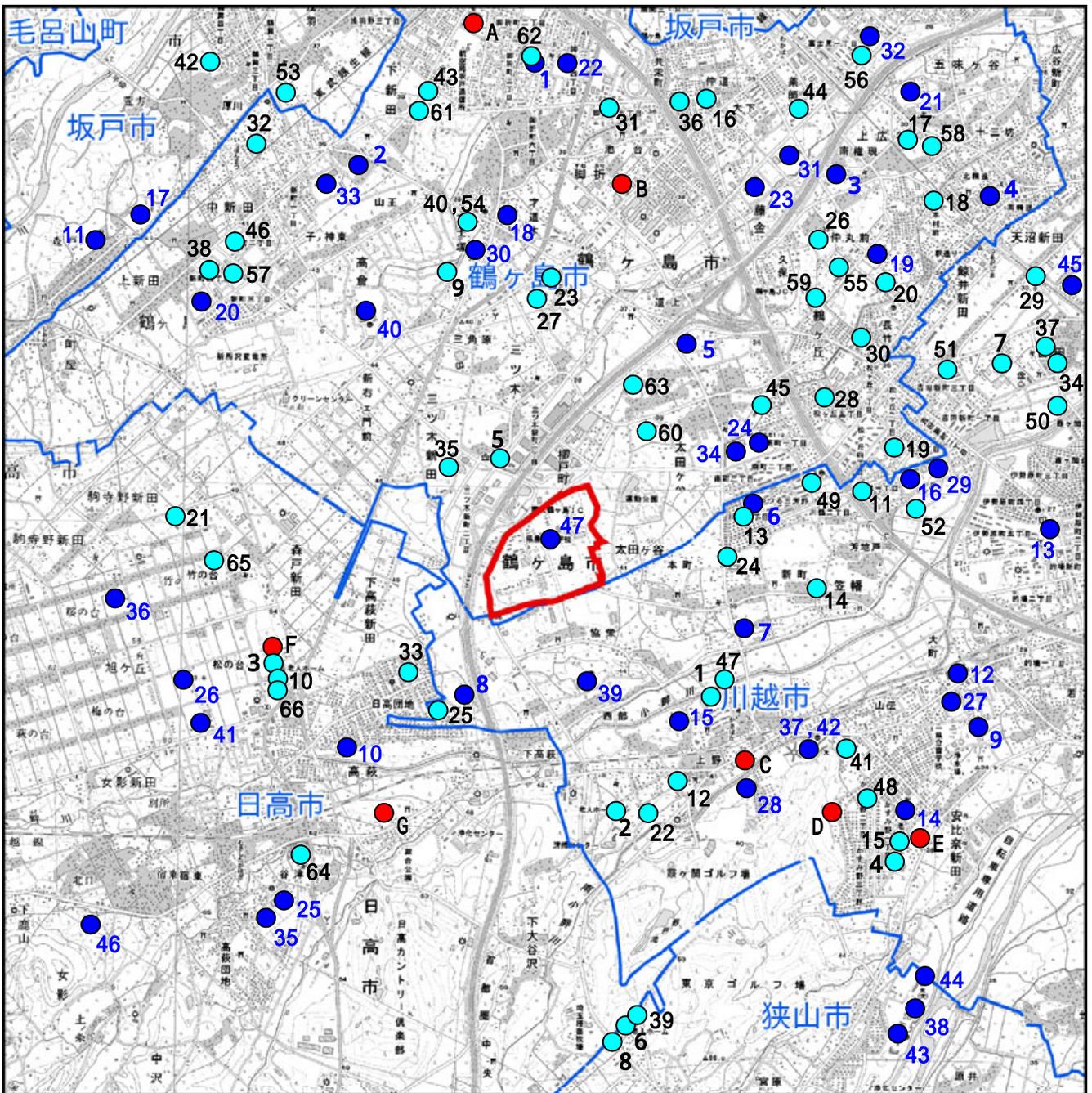


図 3.2-3 公共・公益施設の位置図

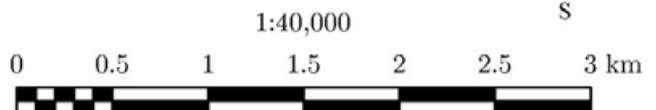
凡 例

- 学校 1 ~ 47
- 病院 A ~ G
- 社会福祉施設 1 ~ 66

図中の番号等は、表 3.2-3 ~ 5 の表中番号等に対応する。

資料：「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育政策課、平成 22 年 3 月)  
 「埼玉県の私立学校一覧」(埼玉県学事課、平成 21 年 5 月 1 日現在)  
 「病院名簿」(埼玉県医療整備課、平成 22 年 5 月)  
 「社会福祉施設名簿」(埼玉県社会福祉課、平成 22 年 3 月)

対象計画区域  
 行政界



本図は、国土地理院発行数値地図 25000(地図画像)飯能、川越南部、越生、川越北部を用いて作成している。

## 2) 自然環境の保全対象の状況

対象計画区域及びその周辺には、表 3.2-6、図 3.2-4 に示すように、湿地植物群落等の希少な植物群落や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「ふるさと緑の景観地」、「ふるさとの森」等が分布している。また、対象計画区域の北東部には鶴ヶ島市青少年野外活動施設が隣接している。

表 3.2-6 希少な植物群落等、自然環境に係る体験・学習施設等の分布図

番号	名称	番号	名称
1	安比奈新田の落葉広葉樹林(コナラ群落)	14	池尻池公園
2	下加治・芦荻場湿田の植物群落(湿地植物群落)	15	鶴ヶ島市青少年野外活動施設
3	第二小畔川流域の湿地植物群落	16	太田ヶ谷市民の森
4	諏訪池の植物群落(池沼植物群落)	17	羽折稲荷神社市民の森
5	下小畔川流域の湿地植物群落	18	鶴ヶ丘市民の森
6	鶴ヶ島市高倉ふるさと緑の景観地	19	高德市民の森
7	羽折稲荷神社ふるさとの森	20	五味ヶ谷市民の森
8	日枝神社ふるさとの森	21	高倉うきうき市民の森
9	高德神社ふるさとの森	22	下新田市民の森
10	尾崎神社社叢ふるさとの森	23	川越市市民の森第 3 号
11	日光街道ふるさとの並木道(杉並木)	24	川越市市民の森第 6 号
12	高倉菜の花	25	川越市市民の森第 9 号
13	鶴ヶ島市運動公園(太田ヶ谷沼)	26	川越市市民の森第 10 号

注) 表中の番号は、図 3.2-4 の図中番号に対応する。

資料: 「埼玉県レッドデータブック 2005 植物編」希少な植物群落(埼玉県、平成 17 年 3 月)

「埼玉県地理環境情報 WebGIS」(埼玉県)

「レインボーおでかけマップ(広域観光ガイド)」(埼玉県川越都市圏まちづくり協議会、平成 22 年 2 月)

関係市ホームページ

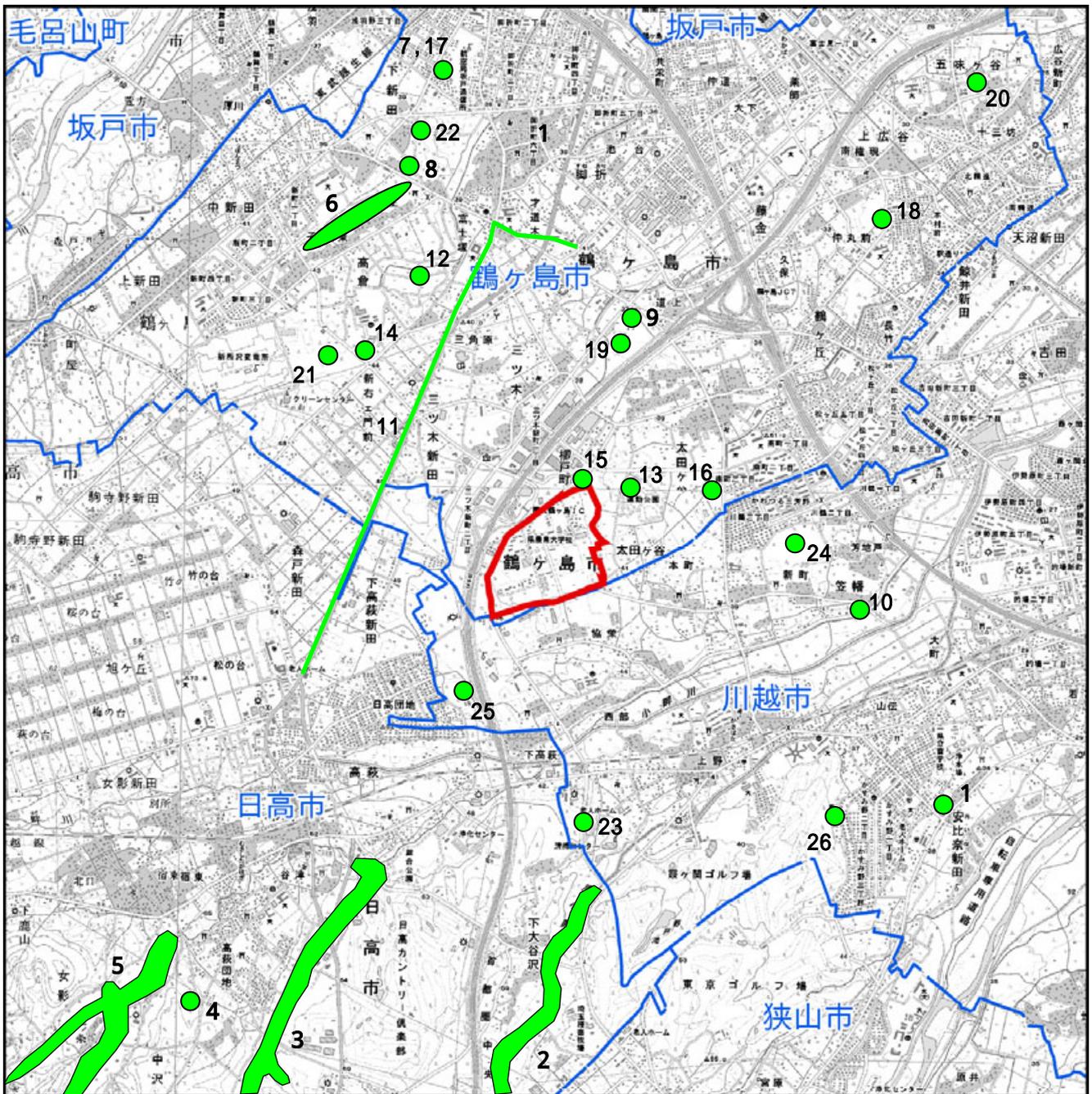


図 3.2-4 希少な植物群落等、自然環境に係る  
体験・学習施設等の分布図

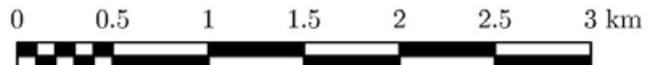
凡 例

- 希少な植物群落等の位置
- 図中の番号は、表 3.2-6 の表中番号に対応する。

資料：「埼玉県レッドデータブック 2005 植物編」希少な植物群落（埼玉県、平成 17 年 3 月）  
 「埼玉県地理環境情報 WebGIS」（埼玉県）  
 「レインボーおでかけマップ（広域観光ガイド）」（埼玉県川越都市圏まちづくり協議会、平成 22 年 2 月）  
 関係市ホームページ

- 対象計画区域
- 行政界

1:40,000



本図は、国土地理院発行数値地図 25000 (地図画像) 飯能、川越南部、越生、川越北部を用いて作成している。

### 3.2.3 環境保全の観点から法令等により指定された地域等の状況

対象計画区域及びその周辺における自然環境、国土防災、文化財、土地利用関連及び公害防止関連の法令等による指定・規制の状況は、表 3.2-7 と表 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-7 関連法令等による指定・規制の状況

地域・区域		対象計画区域	対象計画区域周辺	根拠法令	
自然環境 関連指定	自然公園等	県立自然公園	×	×	自然公園法 県立自然公園条例
		自然環境保全地域	×	×	自然環境保全条例
		ふるさと緑の景観地等	×		ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	鳥獣保護区	鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
国土防災 関連指定	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×		河川法
文化財関連 指定	史跡・旧跡・名勝・天然記念物 (国・県・市指定)		×		文化財保護法
	県選定重要遺跡		×	×	
	埋蔵文化財				
土地利用 関連指定	都市地域	市街化区域	×		都市計画法
		市街化調整区域			
	農業地域	農用地区域	×		農業振興地域の整備に関する法律
	森林地域	地域森林計画対象 民有林	×		森林法

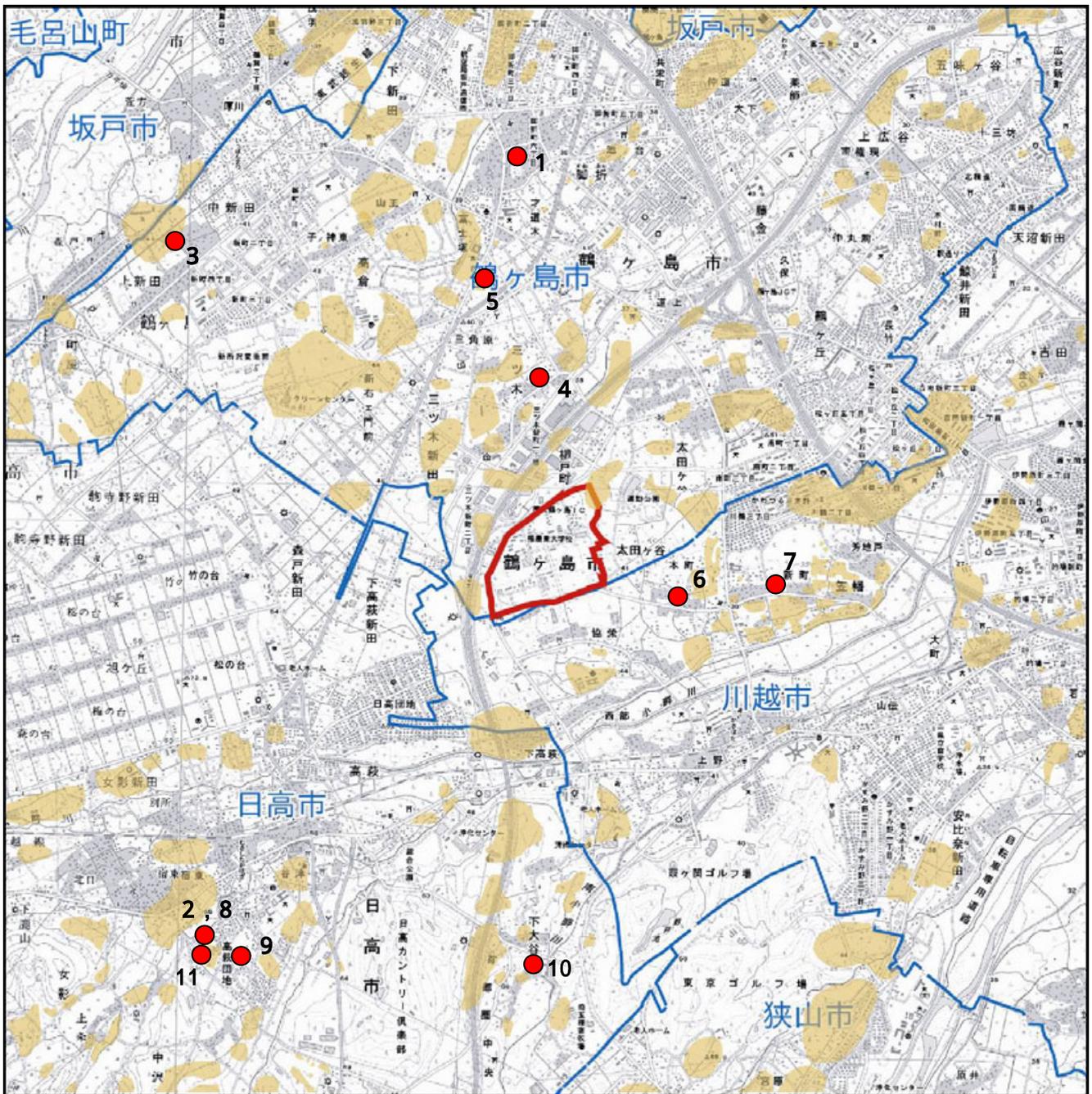
#### 1) 自然環境保全に係わる指定等の状況

対象計画区域及びその周辺には、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「鶴ヶ島市高倉ふるさとの緑の景観地」の他、「ふるさとの森」、「ふるさとの並木道」が指定されている(図 3.2-4 参照)。

#### 2) 文化財等の保全に係わる指定等の状況

対象計画区域内には指定文化財はないが、対象計画区域周辺には史跡や天然記念物などがある。対象計画区域周辺の指定文化財(建造物、史跡、旧跡、名勝、天然記念物)は、図 3.2-5 に示すとおりである。

既知の埋蔵文化財包蔵地は対象計画区域周辺に広く分布している。対象計画区域の北端部には神明遺跡があり、縄文土器や平安時代の須恵器が出土している。



凡 例

● 指定文化財の位置

図中 番号	名称	分類（指定）
1	脚折のケヤキ	天然記念物（県）
2	女影ヶ原古戦場	旧跡（県）
3	中新田神明社大榎	天然記念物（市）
4	三ツ木慈眼寺黒這松	天然記念物（市）
5	川崎平右衛門陣屋跡	史跡（市）
6	笠幡浅間神社のヒヨクヒバ	天然記念物（市）
7	笠幡神田家のサザンカ	天然記念物（市）
8	霞野神社本殿付剣道の懸額	建造物（市）
9	駒形神社本殿	建造物（市）
10	三島神社本殿	建造物（市）
11	三枝氏歴代の墓	史跡（市）

埋蔵文化財包蔵地

資料：埼玉県及び関係市ホームページ  
「埼玉県埋蔵文化財インフォメーション・システム「埼玉の遺跡マップ」」（埼玉県生涯学習文化財課）

対象計画区域  
行政界

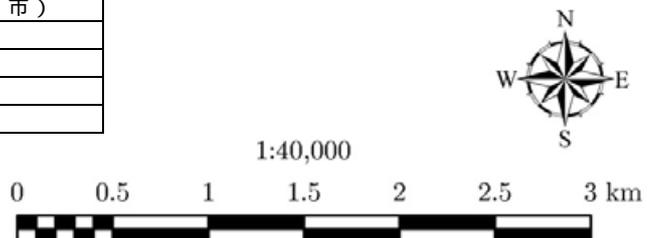


図 3.2-5 指定文化財等の分布状況

本図は、国土院発行数値地図 25000(地図画像) 飯能、川越南部、越生、川越北部を用いて作成している。

### 3) 公害防止に係わる指定等の状況

対象計画区域及びその周辺における公害防止に係る指定・規制の状況は、表 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-8 対象計画区域及び周辺における公害防止に係る法令等の指定状況

関係法令	法令等による指定地域	対象計画区域の指定状況	関係市の指定状況
大気汚染防止法 県生活環境保全条例	硫黄酸化物に係る K 値規制		
大気汚染防止法 県生活環境保全条例	光化学スモッグ注意報等発令地区		
自動車 NOx、PM 法	対策地域		
水質汚濁防止法 県生活環境保全条例	閉鎖水域：東京湾に係る総量規制の指定地域		
騒音規制法 県生活環境保全条例	工場・事業場騒音と建設作業騒音の規制地域		
県生活環境保全条例	資材置場における作業騒音、深夜営業騒音と拡声器騒音についての規制地域		
振動規制法 県生活環境保全条例	工場・事業場振動と建設作業振動の規制地域		
悪臭防止法 県生活環境保全条例	規制地域		

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」埼玉県環境部大気環境課  
 「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱（オキシダント）」埼玉県環境部大気環境課  
 「県条例及び自動車NOx・PM法適用地域図」埼玉県環境部大気環境課  
 「工場・事業場排水の総量規制」埼玉県環境部水環境課  
 「騒音・振動の規制について」埼玉県環境部水環境課  
 「悪臭防止法（物質濃度規制）について」埼玉県環境部水環境課

#### 3.2.4 既に環境が著しく悪化し、またはその恐れが高い地域等の状況

関係市において環境基準が達成されていない環境要素としては、大気質における光化学オキシダントがある。

その他、局所的に環境が著しく悪化している地域、またはその恐れが高い地域は、関係市内にはない。

## 4. 対象計画の原案

### 4.1 対象計画の原案設定の背景

#### 4.1.1 埼玉県地域計画等における対象計画区域の位置づけ

##### 1) 埼玉県長期ビジョン（平成9年2月）

埼玉県長期ビジョンは、「環境優先」「生活重視」「埼玉の新しいくにづくり」の基本理念のもと、埼玉の新しい時代を開き、豊かな彩の国づくりを実現していくための県政運営の長期的指針となるものであり、埼玉県における各種の計画策定や施策を進める上での基本となるものである。

目標年次は、21世紀の望ましい埼玉の姿を念頭に置きつつ、その実現に向けた第一歩を踏み出すものとして、おおむね平成22年（2010年）としている。

本ビジョンの地域構想において鶴ヶ島市が含まれる西部複合都市圏整備の方向は、以下に示すとおりである。

表 4.1-1 西部複合都市圏整備の方向

川越市、所沢市を核とした都市圏域
歴史と文化を有する川越市、新しい商都として発展している所沢市を圏域の核として、圏央道、核都市広域幹線道路など東西方向の交通軸の強化によって、沿道に産業拠点の集積を図り、新しい文化と産業の発展する都市圏を形成する。
東松山市を中心とした地域
関越道、圏央道の結節地域に近接するという地理的特性を生かしながら、研究、居住などの機能を集積させ、豊かな自然につつまれた丘陵文化都市圏を形成する。
和光市などの地域
外かんななどの整備に合わせて商業・都市機能を向上させるとともに、緑とゆとりのある都市生活圏を形成する。
富士見市などの地域
豊かな文化や歴史を生かしながら、にぎわいのある文化都市圏を形成する。
丘陵地などの緑地
吉見丘陵、岩殿丘陵、高麗丘陵、比企丘陵、加治丘陵、狭山丘陵、武蔵野平地林などの緑地については、その総合的な保全を推進する。

##### 2) ゆとりとチャンスの埼玉プラン - 埼玉県5か年計画 - （平成19年2月）

埼玉県5か年計画は、平成19年度からの5年間に埼玉県が取り組むべき施策の体系を明らかにした計画である。

本計画は、「誰もが安心して暮らせる 安心・安全 埼玉」、「チャンスにあふれ誰もが夢を持てる 元気チャレンジ 埼玉」、「住みやすく環境にやさしい ゆとりの田園都市 埼玉」を目指すべき将来像に掲げ、「県民の力 結集戦略」、「次世代の力 育成戦略」、「民の活力 応援戦略」、「地域の魅力 創造戦略」の4つの戦略（埼玉安心戦略）が盛り込まれている。

産業集積や圏央道周辺地域の産業活性化に関しては、「埼玉安心戦略」のうち「民の活力応援戦略」に示されており、主要な戦略指標と目標値は以下のとおりである。

表 4.1-2 主要な戦略指標

戦略指標	目標値	
製造品出荷額等の全国に占める割合	4.8%（H16年）	5.0%（H23年）
新規企業立地件数	200件（H19年度）	H23年度）
県の創業支援による創業者数	1,000件（H19年度）	H23年度）
圏央道周辺地域における産業基盤の整備面積（事業着手面積を含む）	300ha（H19年度）	H23年度）
圏央道周辺地域における新規企業立地件数	20件（H19年度）	H23年度）

### 3) 埼玉県土地利用基本計画(平成10年3月)

埼玉県土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、埼玉県の区域について、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画全国計画と埼玉県国土利用計画を基本として策定するものである。

県土の利用区分は、本県における自然的、社会的、経済的条件を考慮して定めた「埼玉県国土利用計画」の地域区分と同じであり、鶴ヶ島市は県南西部地域に位置する。

この地域は、県土面積の約30%を占めており、東から荒川低地、武蔵野台地、比企や狭山などの丘陵から外秩父の山地へと続き、西へ向かうに従って標高が高くなっており、奥武蔵、黒山などの県立自然公園が指定されている。また、都心と結ぶ鉄道沿いには、市街地が形成されている。

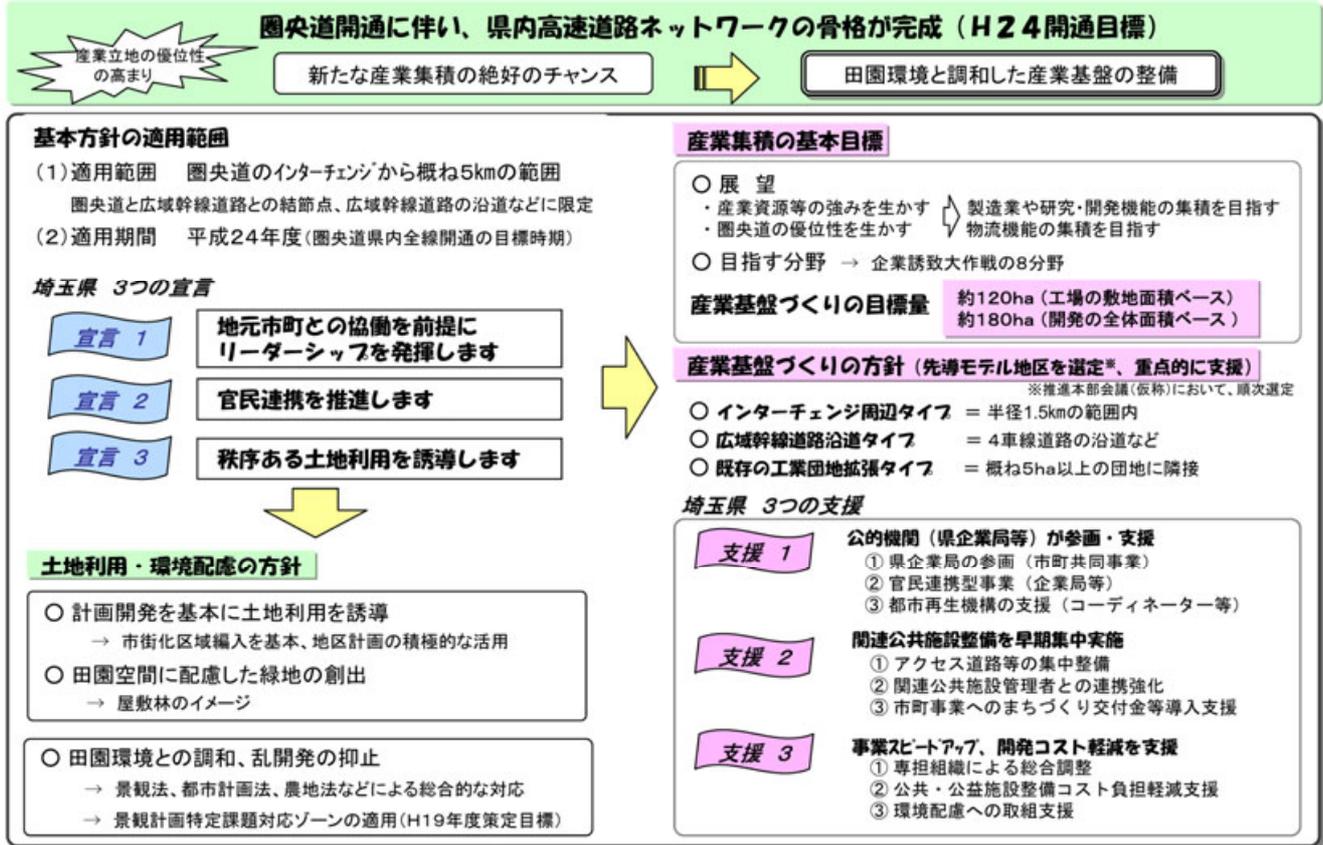
この地域における土地利用の基本方向としては、まず、この地域の自然環境にとって重要な山地、丘陵地の森林について、長期的な森林の維持、管理のための体制づくりや、土地所有者に代わって育成、管理し、収益を分け合う分収育林制度の活用などを推進して、森林の良好な管理に留意した林業の場としての利用を図り、さらに、森林が野生生物の生息や生育する場であることにも配慮して、その保全と整備を図るとともに、自然とのふれあいの場や青少年の教育の場としての利用にも配慮する。三富新田などの平地の森林についても、その保全と整備を図るとともに、自然とのふれあいの場や青少年の教育の場としての利用にも配慮する。

また、農地などについては、この地域が伝統的な狭山茶や野菜などの生産地を有することに配慮しながら、農業の生産基盤の整備に努め、優良な農地を確保する。

さらに、今後も、地域の中心となる都市に、業務、商業、文化、研究開発などの高次都市機能の集積が見込まれるので、地域の実情に応じて、密集市街地では適切な土地の高度利用によりオープンスペースを確保する一方、市街地の無秩序な拡大を抑制する。また、生産、生活基盤の整備を進めるとともに、治山、治水対策、震災対策などにより防災性を向上させ、自然環境と調和のとれた安全で質の高い良好な生活環境の形成を図る。そして、地場産業の振興を図るとともに、先端技術産業、学術研究機関を誘導するが、それらの施設をはじめ、物流施設、廃棄物処理・処分施設などの立地については、周辺の土地利用との調和に十分配慮する。

#### 4) 埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針（平成 18 年 10 月）

埼玉県では、圏央道の平成 24 年度県内全線開通に向けて「田園環境と調和した産業基盤の整備」を目指す「田園都市産業ゾーン」基本方針を定めている。そのなかの「圏央道沿線地域における産業基盤づくり推進の方針」は、インターチェンジから半径 1.5 km の範囲内などは土地利用上産業集積に合理的な区域とし、モデル的な産業基盤づくりを県が重点的に誘導・支援することとしている。



#### 【産業基盤づくりの基本方向イメージ】

西部エリア1（入間、狭山日高、鶴ヶ島）

すでに圏央道が開通し、IC周辺や幹線道路沿いに産業の集積が進んでいる地域

#### 産業基盤づくり

圏越自動車道、国道 16 号等の幹線道路沿線に立地する大規模工業団地や集積する地域産業と連携し、産業の高度化を目指す。

研究・開発機能を有する産業の集積を目指す。

#### 環境と調和

緑豊かな丘陵地域であり、豊かな自然環境との調和を目指す。

図 4.1-1 田園都市産業ゾーン基本方針の概要

## 5) 埼玉県圏央道・外環道ゾーン地域産業活性化基本計画（平成 19 年 12 月）

地域産業活性化基本計画は、企業立地促進法に基づき経済産業省の同意を得た計画であり、圏央道・外環道地域の 35 市 21 町 1 村 を対象としている。

計画の概要は、以下のとおりであり、県内主要産業である自動車関連産業、食品産業を対象としつつ、整備が進む圏央道・外環道等の交通インフラを強みとする流通加工業も対象分野に加え、集積の促進と活性化を目指している。

### 埼玉県圏央道・外環道ゾーンの基本計画の概要

**埼玉県の特徴**

- 首都圏の中央に位置し、北関東・東北・甲信越・北陸へのアクセスが容易
- 圏央道等の整備により交通網がさらに充実
- 生産年齢人口の割合が全国一高い

**計画のポイント**

- ・地域の基幹産業である自動車関連産業の更なる集積・活性化
- ・雇用創出力の高い食品産業の更なる集積と県産農産物の利用拡大の支援
- ・地域の立地特性、整備された交通網の優位性を活かした流通加工業の集積

**1.集積区域 35 市 21 町 1 村**

集積区域市町村			ふじみ野市	毛呂山町	騎西町
さいたま市	羽生市	朝霞市	三郷市	越生町	北川辺町
川越市	鴻巣市	志木市	蓮田市	滑川町	大利根町
川口市	上尾市	和光市	坂戸市	嵐山町	宮代町
所沢市	草加市	新座市	幸手市	小川町	白岡町
飯能市	越谷市	桶川市	鶴ヶ島市	ときがわ町	葛蒲町
加須市	蕨市	久喜市	日高市	川島町	栗橋町
東松山市	戸田市	北本市	吉川市	吉見町	鷲宮町
春日部市	入間市	八潮市	伊奈町	鳩山町	杉戸町
狭山市	鳩ヶ谷市	富士見市	三芳町	東秩父村	松伏町

**2.集積業種 自動車関連産業、食品産業、流通加工業**

**3.成果目標（目標年次：23 年度）**

- 新規立地件数 123 件
- 新規雇用数 4,250 人
- 製造品出荷額増加額 6,596 億円

**4.目標に向けた事業環境整備等**

- 産業基盤整備
  - ・圏央道沿線の豊かな田園環境と調和した産業基盤づくり
- 人材の育成・確保
  - ・工業高校実践教育導入事業（クラフトマン21）の推進
- 技術支援等
  - ・大学等研究機関とのマッチングや競争的資金の獲得など、産学連携による研究開発の支援
- ワンストップサービス等の支援
  - ・県においてワンストップ窓口を作り、フォローアップを一元的に実施するとともに、企業立地に係る行政手続き等を所管する関係課（21 課）に「何でも相談ホットラインスタッフ」を配置。
  - ・県・市町村企業誘致連絡会議により、企業誘致に関する情報交換や研修等を行う。

**【インフラ整備状況】**

- ①道路網：首都圏中央連絡自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道、関越自動車道、常磐自動車道、首都高速道路など
- ②鉄道網：東北・上越・山形・秋田・長野新幹線など
- ③研究機関等：理化学研究所、埼玉県産業技術総合センターなど

平成 22 年 3 月 23 日に、久喜市・葛蒲町・鷲宮町・栗橋町が合併し新市「久喜市」に、加須市・騎西町・北川辺町・大利根町が合併し新市「加須市」になっている。

図 4.1-2 埼玉県圏央道・外環道ゾーンの基本計画の概要

#### 4.1.2 鶴ヶ島市の計画における対象計画区域の位置づけ

##### 1) 鶴ヶ島市 21 世紀まちづくり計画

本計画は、21 世紀初頭における鶴ヶ島市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針を示すものであり、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されている。基本構想の期間は平成 13 年度から平成 22 年度の 10 年間であり、基本計画は前期・後期それぞれ 5 箇年で策定されている。対象計画区域が位置する圏央鶴ヶ島 IC 周辺に関して具体的な位置づけがあるものは以下のとおりである。

なお、本計画は平成 22 年度で計画期間が終了することから、現在、鶴ヶ島市では平成 23 年度以降の中長期的な行政運営の指針となる「第 5 次鶴ヶ島市総合計画」の策定作業を行っている。

##### 【基本構想（平成 13 年 3 月）】

〔土地利用構想〕

川越広域連携拠点（業務核都市）に関する計画などとの整合を図りつつ、圏央鶴ヶ島 IC に近接する立地条件を活かして、産業、商業・業務、研究開発・教育、物流、沿道商業、住居等から構成する複合的な産業・業務系の拠点ゾーンとしての土地利用を図る。

##### 【前期基本計画（平成 13 年 3 月）】

圏央鶴ヶ島 IC を核とした産業系の新市街地開発地区としての整備

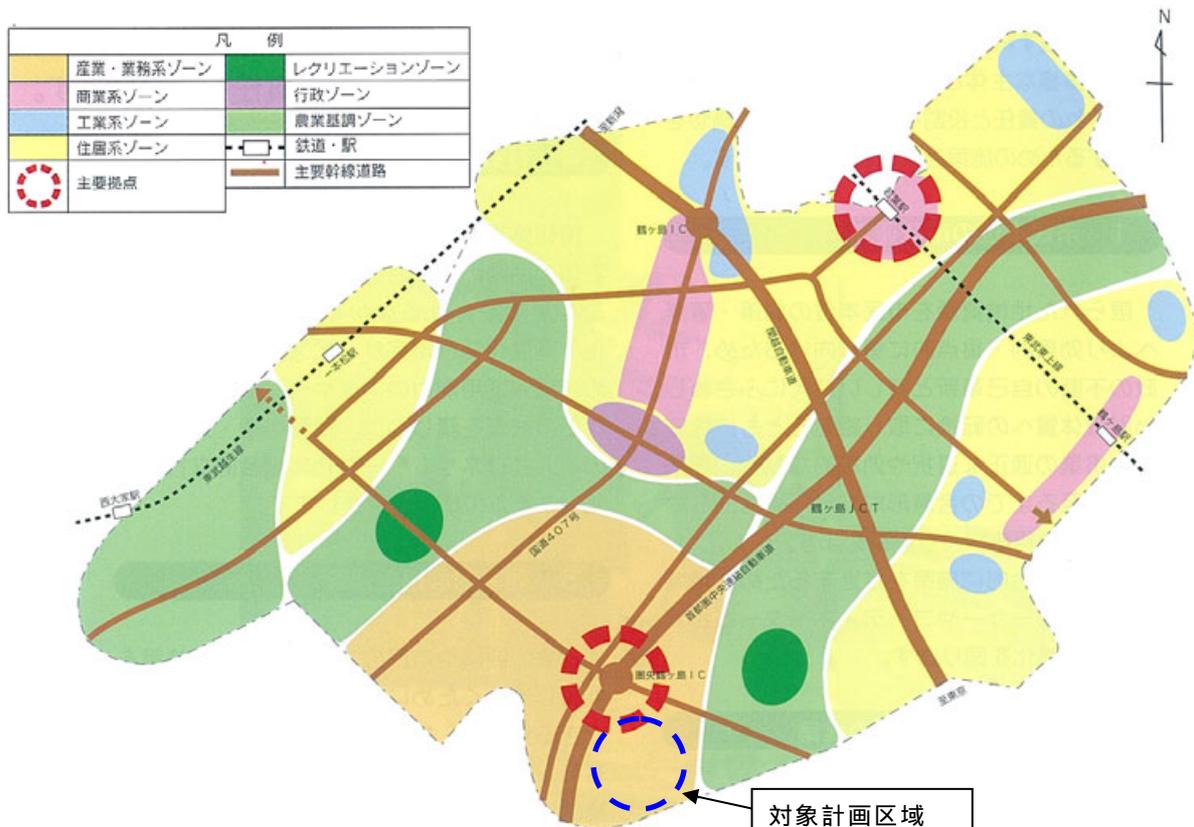


図 4.1-3 鶴ヶ島市 21 世紀まちづくり計画における土地利用構想図

## 2) 坂戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 16 年 4 月）

坂戸都市計画区域は、坂戸市と鶴ヶ島市の 2 市からなる広域都市計画区域である。対象計画区域が位置する圏央鶴ヶ島 IC 周辺に関して、具体的な方針などが示されているものは、以下のとおりである。

表 4.1-3 基本方針等

都市づくりの基本理念	自然環境と共生した住みよい都市をつくる 健康で安心して暮らせる生活環境をつくる 産業を振興し、地域の活性化を図る 市民との協働によるまちづくりを推進する 交通ネットワークの充実による周辺地域との連絡強化を図る
地域の市街地像	圏央鶴ヶ島 IC 周辺は、周辺環境との調和に配慮しながら、研究開発機能を核とし、多様な都市機能が複合する新たな市街地の形成を図る。

## 3) 鶴ヶ島市都市計画マスタープラン（平成 16 年 3 月）

本計画は、鶴ヶ島市の都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、策定年次の概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次としている。

本計画における将来都市構造の考え方と対象計画区域が位置する圏央鶴ヶ島 IC 周辺に関する土地利用等の方針は、以下のとおりである。

表 4.1-4 主な整備方針等

将来都市構造の考え方	鉄道駅周辺など公共交通機関の利便性の高い地域を中心として土地利用の密度を高め、機能的でまとまりのある市街地の形成を図る。 各市街地は、住宅やこれに付随する生活利便施設の適正な集積を図り、比較的身近な範囲で日常生活活動が可能な環境負荷の少ない利便性の高いものを目指す。 市街地の周辺は、優良な農地や良好な自然的環境・景観を保全することを基調としつつ、都市機能と農業環境・自然的環境と共生する土地利用を図る。 市街地を有機的に結び、諸活動の活発化を促進するため、交通ネットワークの形成を図るとともに、都市の顔となる商業や業務の拠点を育成する。
土地利用の方針	・鶴ヶ島市南西部開発構想地区（圏央鶴ヶ島 IC 周辺）においては、業務核都市構想などとの整合を図り、産業、商業・業務、研究開発・教育、物流、沿道商業、住居等から構成する複合的な産業・業務系の拠点ゾーンとして多くの機能の集積した市街地の形成を図る。
緑と水の整備方針	・都市内における生物の生息環境と生物多様性を確保するため、市街地開発や水路・水辺整備にあたっては、できるかぎり現状を活かしつつ維持・再生、修景を図る。
景観形成の方針	・圏央鶴ヶ島 IC 周辺などは、市の玄関口にふさわしい景観形成を図る。 ・新たな市街地の整備にあわせた景観形成を図る。

凡例	
	自然との共生ゾーン
	市街地ゾーン
	緑・レクリエーションゾーン
	拠点
	自動車専用道路
	主要幹線道路
	緑と水のふれあい軸

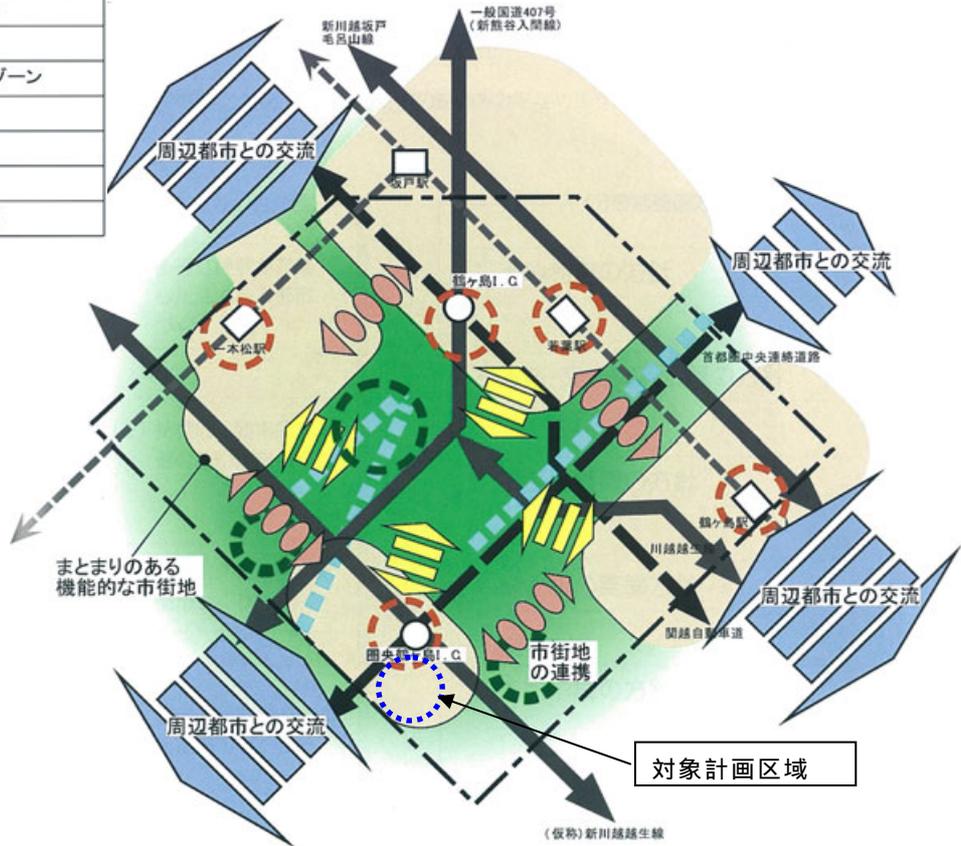


図 4.1-4 鶴ヶ島市都市計画マスタープラン将来都市構造概念図

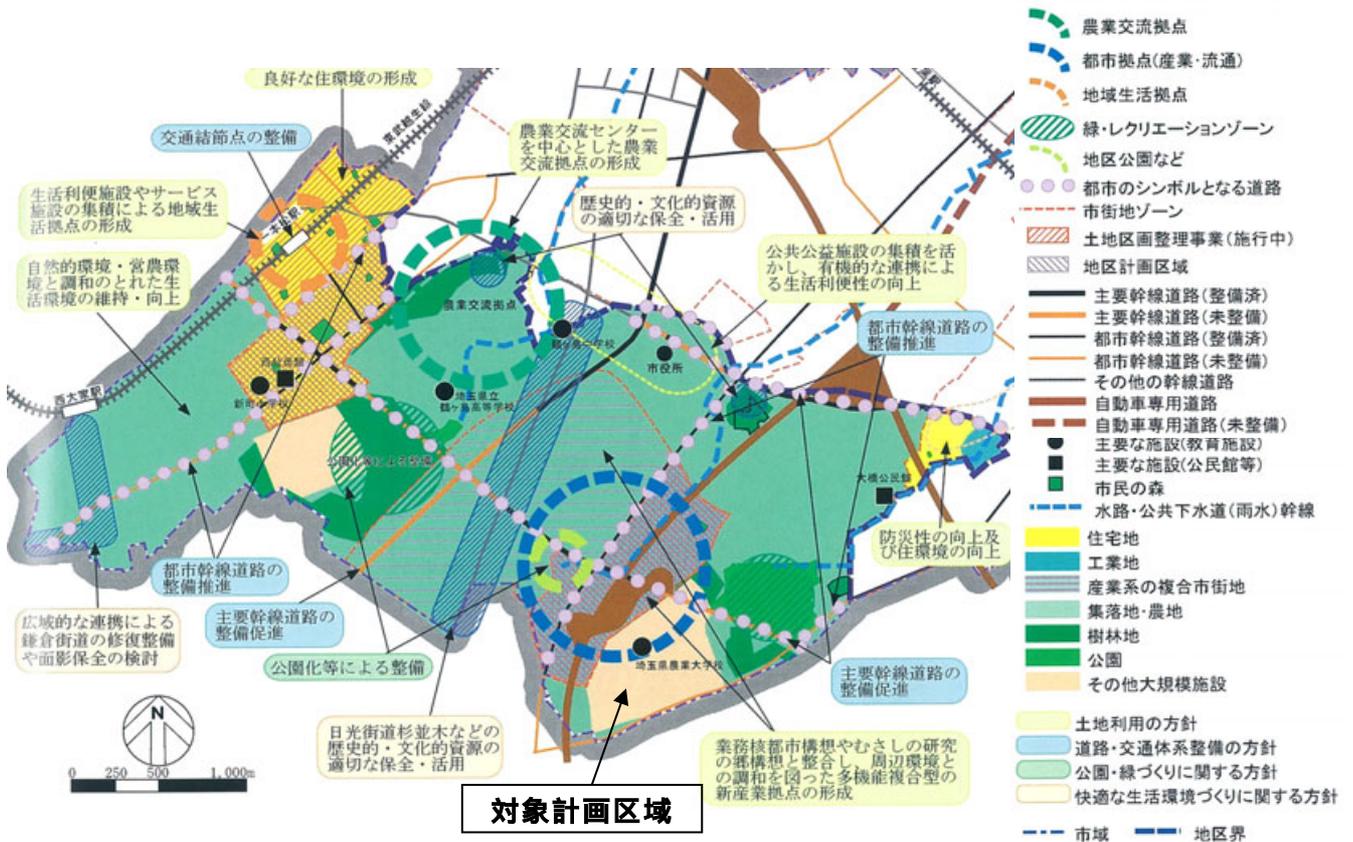


図 4.1-5 鶴ヶ島市都市計画マスタープラン南西部地区まちづくり方針

#### 4) つるがしま緑のまちづくり計画（平成10年3月）

本計画は将来の鶴ヶ島市の緑のあるべき姿を描き、その実現のための施策を長期的な展望に立って総合的かつ体系的にまとめたものである。

本計画の中で、対象計画区域である現農業大学校とその周辺の雑木林は「まとまりある樹林地」として積極的な保全を図り、将来に継承すべき緑として位置づけられている。

表 4.1-5 農業大学校周辺の緑の位置づけ

<p>【ふるさと原風景の継承】</p> <p>景観的に優れ、緑の骨格となっている樹林地として積極的な保全を図る。</p> <p>【豊かな生きもの環境の継承】</p> <p>生物の生息環境として重要な樹林地として保全を図る。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



図 4.1-6 緑のまちづくり方針（南西部地域）

## 5) 水土里(みどり)の交流圏構想

鶴ヶ島市では、現在策定作業中である次期総合計画(第5次鶴ヶ島市総合計画:平成23年度以降)において、「水土里(みどり)の交流圏構想」をリーディングプロジェクトの最重点プランに位置づけている。

本構想は、農業大学の移転も踏まえ、圏央鶴ヶ島IC周辺地域を含め、鶴ヶ島市の緑と水辺、農業の価値を見直し、自然と産業、健康づくり、教育など、職・住・遊、癒(いや)しの空間の融合を目指すものである。

表 4.1-6 水土里(みどり)の交流圏構想の概要

- ・企業誘致による雇用創出
- ・市民の活発な交流の場と機会の創出
- ・市外消費者の大量流入と旺盛な消費行動の実現
- ・「鶴ヶ島ブランド」の育成による“儲かる農業”の実現
- ・自然環境の保全と市民の健康な生活環境の確保

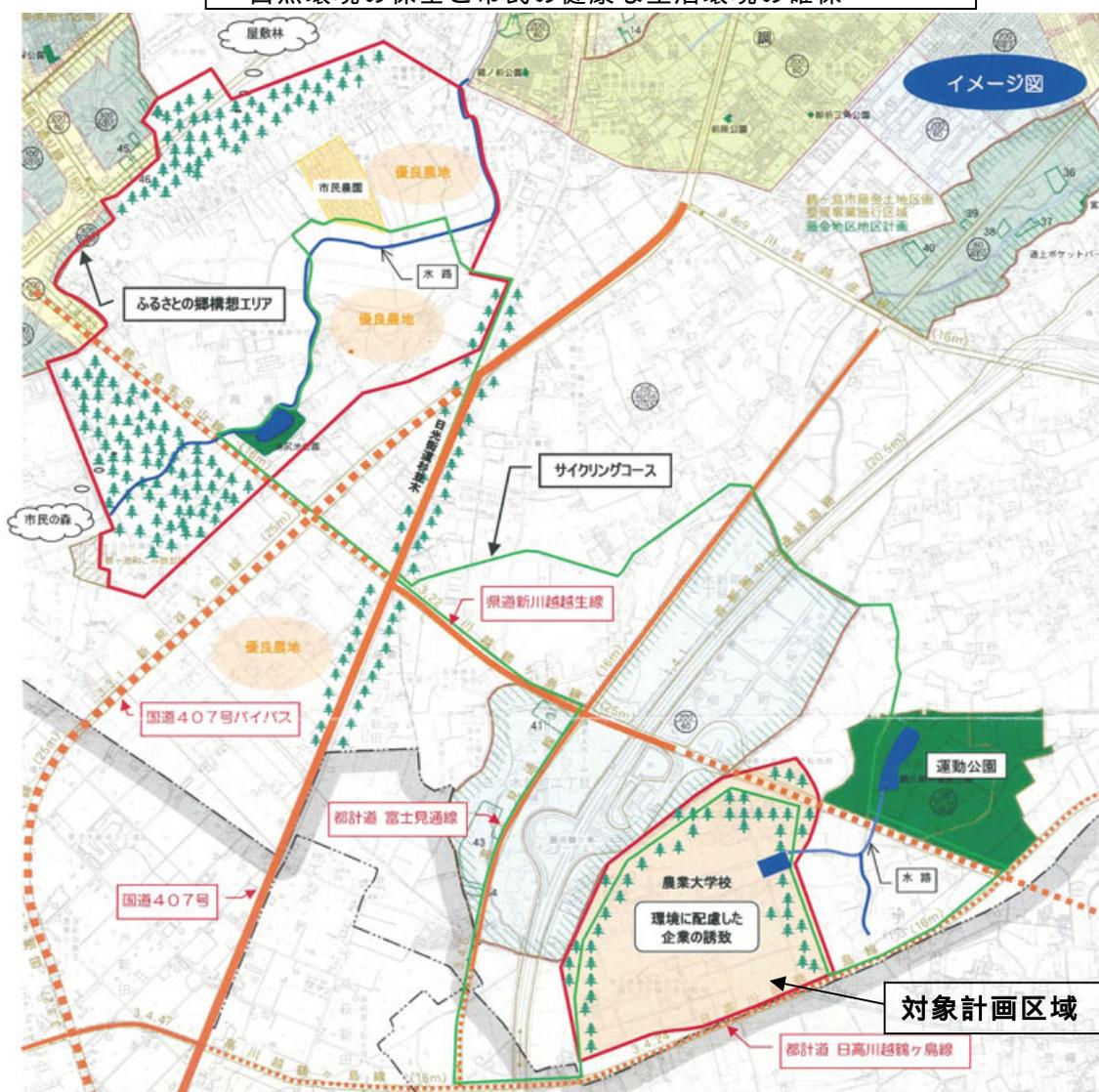


図 4.1-7 水土里(みどり)の交流圏構想

#### 4.2 対象計画の原案設定の経緯

農業大学校の跡地利用については、埼玉県及び鶴ヶ島市の上位計画において、圏央鶴ヶ島 IC の間近に位置するという立地条件と、豊かな緑地や広大なほ場などを併せもつ地域の特色を活かした企業立地を目指すこととしている。

また、農業大学校の現状における地域住民との交流、関わりを踏まえ、地域住民が利用できる環境施設\*を設けることとした。

\* 環境施設

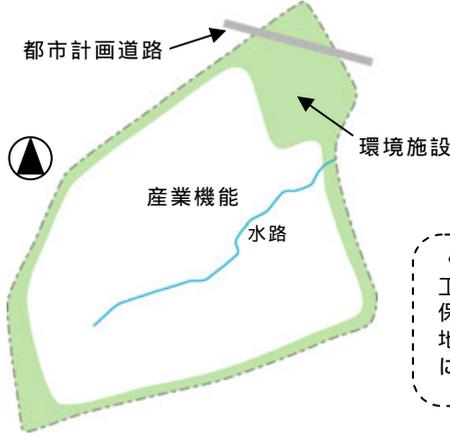
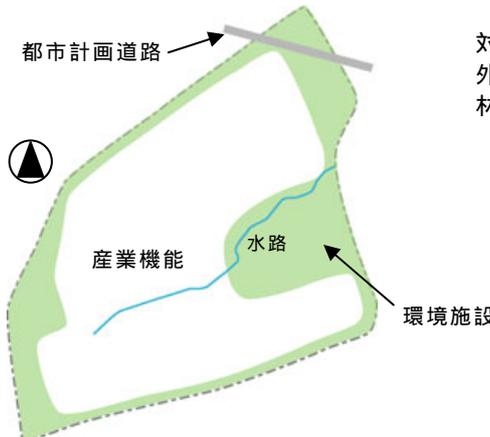
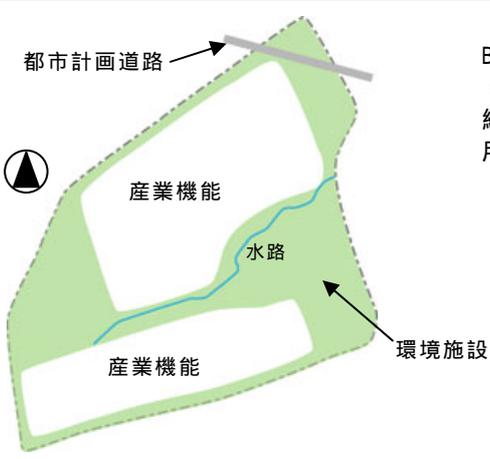
: 工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されている緑地、噴水等の修景施設、屋外運動場等の用に供する区画された土地

#### 4.3 対象計画の原案の内容

埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱に定めている「複合事業」に関する複数原案策定の基本的事項のうち「土地利用計画」について、産業集積と貴重な緑地の保全を考慮した複数原案を策定することとした。

なお、誘致する業種等については、現時点では設定が難しいことから、環境影響の評価にあたっては、環境への負荷が比較的大きいと考えられる製造業を想定する。

表 4.3-1 計画原案の策定方針

<p>すべての原案に共通する基本方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.対象計画地の境界部において、都市計画法の基準に基づき、幅 20mの緩衝緑地（既存緑地 + 創出緑地）を配置する。</li> <li>2.対象計画地の北東部には都市計画道路が位置するため、現況土地利用（緑地）を維持する。</li> <li>3.地域住民が利用できる環境施設（広場等）を配置する。</li> </ol>
<p>複数案の策定方針 各原案の考え方</p>	<p>・緑地等の保存を勘案し、3案立案する。</p>
<p>A 案</p>	
 <p>都市計画道路</p> <p>環境施設</p> <p>産業機能</p> <p>水路</p> <p>都市計画法の基準に基づく緩衝緑地を最小限とし、産業機能の用地面積をできるだけ確保する。</p> <p>《環境施設》 工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されている緑地、噴水等の修景施設、屋外運動場等の用に供する区画された土地</p>	
<p>B 案</p>	
 <p>都市計画道路</p> <p>環境施設</p> <p>産業機能</p> <p>水路</p> <p>対象計画地内のまとまりのある緑地、外周部に存在する厚みのある緑地（樹林地）を保全する。</p>	
<p>C 案</p>	
 <p>都市計画道路</p> <p>環境施設</p> <p>産業機能</p> <p>水路</p> <p>産業機能</p> <p>B 案よりもさらに対象計画地内の緑地（樹林地）を保全、創出し、緑地の連続性を確保するとともに、環境施設の用地をより広く確保する。</p>	

## 5 . 関連する社会経済面の調査、推計の項目及び手法

### 5 . 1 関連する社会経済面の推計の項目の選定

「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表3」にあげられた「社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲」のうち、本事業により影響・効果が発生すると考えられる項目は、表5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 関連する社会経済面の推計項目

社会経済要素	推計項目
事業に係る費用等	概算事業費、事業採算性
事業の経済的効果	工事、建設に伴う雇用促進の便益、新たな産業立地に伴う雇用促進の便益、宅地利用価値の増大（地価の比較）、固定資産税等の税収便益
事業の社会的な影響	地域交通の変化、住民の移転

資料：「埼玉県戦略的環境影響評価技術指針 別表3」

### 5 . 2 関連する社会経済面の調査、推計の手法

関連する社会経済面の調査、推計の手法については表5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 関連する社会経済面の推計手法

社会経済要素	推計項目 調査	推計の手法
事業に係る費用等	概算事業費	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して算定する。
	事業採算性	近傍事例から販売価格を設定し、事業採算性 = 販売価格 × 販売面積 - 概算事業費、として算定する。
事業の経済的効果	工事、建設に伴う雇用促進の便益	工事・建設に係る規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して算定する。
	新たな産業立地に伴う雇用促進の便益	土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して算定する。
	固定資産税等の税収便益	市内の類似事例に基づいて、宅地面積、建築面積に基づき、事業効果を算定する。
事業の社会的な影響	地域交通の変化	土地利用計画に基づき、自動車類の発生集中交通量を推計し、算定する。
	住民の移転	土地利用計画に基づき、類似事例から事業に伴う雇用により市外からどの程度の住民が移転してくるかを算定する。

## 6 . 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法

### 6 . 1 戦略的環境影響評価の対象とする項目の選定

戦略的環境影響評価の対象とする項目は、図 6.1-1 に示す手順に従って選定した。

埼玉県戦略的環境影響評価技術指針及び埼玉県環境影響評価技術指針の影響要因と環境項目から表 6.1-1 に示す項目等を選定した。

次に、地域特性と対象計画の特性に基づき表 6.1-1 の B 列に示す絞込みを行った。

最後に戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目を表 6.1-1 の C 列に示すように選定した。

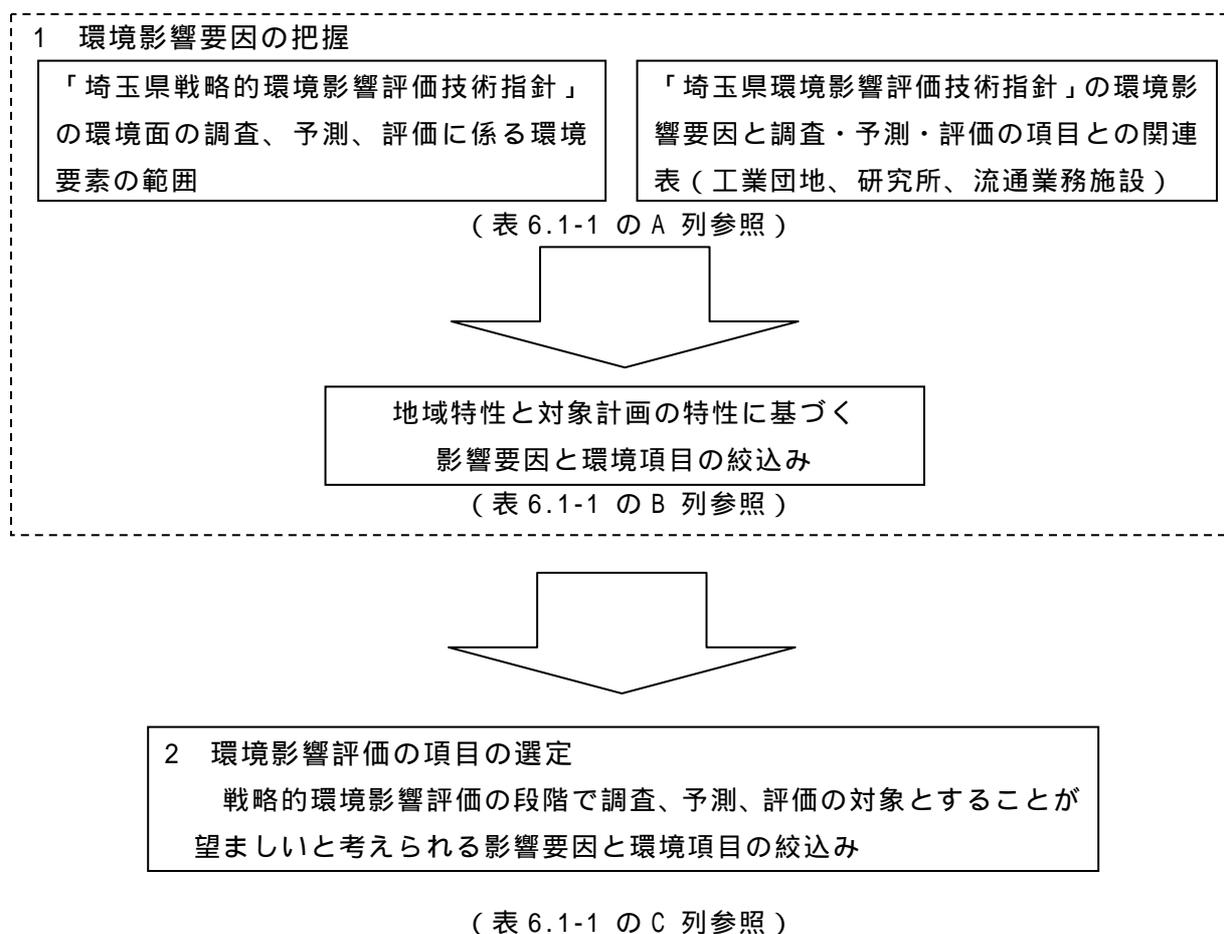


図 6.1-1 影響要因と環境項目の絞込み手順

表 6.1-1(1) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、  
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因	影響が想定される環境項目	: 選定する項目 × : 選定しない項目	: 選定する項目 × : 選定しない項目 - : B 列の除外項目	
工 事 中	建設機械 の稼働	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物、 粉じん	× 対象計画区域に近接して住居等が立地し、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		騒音・低周波音	騒音	× 対象計画区域に近接して住居等が立地し、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		振動	振動	× 対象計画区域に近接して住居等が立地し、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		動物	保全すべき種	× 対象計画区域にはまとまった樹林地が残されている等、保全すべき種が生息する可能性があるが、事業実施段階で保全すべき種等の生息状況を調査し把握したうえで予測対象とすることがふさわしい。
		生態系	地域を特徴づける生態系	× 対象計画区域にはまとまった樹林地が残されている等、地域を特徴づける生態系が成立している可能性があるが、事業実施段階で地域を特徴づける生態系の状況を調査し把握したうえで予測対象とすることがふさわしい。

表 6.1-1(2) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、  
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因	影響が想定される環境項目	: 選定する項目 x : 選定しない項目	: 選定する項目 x : 選定しない項目 - : B 列の除外項目	
工 事 中	建設機械の稼働	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	x 対象計画区域に隣接して青少年野外活動施設があるなど、建設機械の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容、建設機械の配置等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		温室効果ガス等	温室効果ガス	x 建設機械の稼働により、温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
	資材運搬等の車両の走行	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物、粉じん	x 資材運搬等の車両の走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、運搬車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		騒音・低周波音	騒音	x 資材運搬等の車両が走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、運搬車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		振動	振動	x 資材運搬等の車両が走行ルート沿道には住居等が立地し、車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、運搬車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		動物	保全すべき種	x 対象計画区域周辺にはまとまった樹林地が残されている等、保全すべき種が生息する可能性があるが、事業実施段階で保全すべき種等の生息状況を調査し把握したうえで予測対象とすることがふさわしい。

表 6.1-1(3) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、  
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目

A 列		B 列	C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因	影響が想定される環境項目	: 選定する項目 x : 選定しない項目	: 選定する項目 x : 選定しない項目 - : B 列の除外項目
工 事 中	資材運搬等の車両の走行	地域を特徴づける生態系	x 対象計画区域周辺にはまとまった樹林地が残されている等、地域を特徴づける生態系が成立している可能性があるが、事業実施段階で地域を特徴づける生態系の状況を調査し把握したうえで予測対象とすることがふさわしい。
		自然とのふれあいの場	x 自然とのふれあいの場 対象計画区域に隣接して青少年野外活動施設があるなど、資材運搬等の車両の走行による影響が考えられるが、対象計画の工事内容、運搬車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		温室効果ガス等	温室効果ガス x 建設機械の稼働により、温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、運搬車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
造 成 等 の 工 事	大気質	粉じん	x 対象計画区域に近接して住居等が立地し、造成等の工事による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
	水質	浮遊物質量	x 対象計画区域に近接して住居等が立地し、造成等の工事による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の工事内容等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
	地象	x 土地の安定性 造成等の工事に当たっては、その調査・設計段階で技術的検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることとなるため、土地の安定性への影響は軽微と考えられる。	-

表 6.1-1(4) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、  
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目

A 列		B 列		C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み		戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	: 選定する項目 × : 選定しない項目	: 選定する項目 × : 選定しない項目 - : B 列の除外項目
工 事 中	造成等の 工事	動物	保全すべき種	造成に伴う土地利用の改変により、保全すべき種の生息環境の悪化、変化、消失が懸念される。
		植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	造成に伴う土地利用の改変により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落の生育環境の悪化、変化、消失が懸念される。
		生態系	地域を特徴づける生態系	造成に伴う土地利用の改変により、地域を特徴づける生態系の悪化、変化、消失が懸念される。
		自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	対象計画区域に隣接して青少年野外活動施設があるなど、造成等の工事による自然とのふれあいの場の利用環境の悪化が懸念される。
		廃棄物等	廃棄物、残土	造成等の工事に伴い既存樹木の伐採を行うことから、建設発生木材の発生量を推計する。
		温室効果ガス等	温室効果ガス	× 造成等の工事により、温室効果ガスが発生するが、対象計画の工事内容、建設機械、運搬車両の台数等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
存 在 ・ 共 用	造成地・ 施設の存 在	水象	河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位、水脈	造成地・施設の存在や配置によって、河川への流入水量が変化するなど地域の水象への影響の可能性が考えられる。
		地象	× 土地の安定性、地形及び地質、表土の状況及び生産性 基盤整備に当たっては、その調査・設計段階で技術的検討を行い、必要に応じて技術的対策を講じることとなるため、地象への影響は軽微と考えられる。	-
		動物	保全すべき種	造成に伴う土地の改変により、保全すべき種の生息環境の悪化、変化、消失が懸念される。

表 6.1-1(5) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、  
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目

A 列		B 列	C 列	
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞込み	戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目	
環境影響要因		影響が想定される環境項目	：選定する項目 ×：選定しない項目 -：B列の除外項目	
存在・共用	造成地・施設の存在	植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	造成に伴う土地の改変により、保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量の悪化、変化、消失が懸念される。
		生態系	地域を特徴づける生態系	造成に伴う土地の改変により、地域を特徴づける生態系の悪化、変化、消失が懸念される。
		景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	対象計画区域内には、桜並木などの景観資源があり、土地の改変により、景観資源の悪化、変化、消失が懸念される。
			眺望景観	× 施設の配置計画等が具体的に想定できる事業段階で予測対象とすることがふさわしい。
		自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	土地利用計画の内容により対象計画区域における自然とのふれあいの場への影響が考えられる。
		史跡・文化財	指定文化財等、埋蔵文化財	× 対象計画区域の一部に既知の埋蔵文化財が存在しているが、環境施設として残す方針である。また、事業実施段階で未知の埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に基づき適切に対応する。
		日照阻害	日影の状況	× 施設の配置計画等が具体的に想定できる事業段階で予測対象とすることがふさわしい。
		電波障害	電波受信状況	× 施設の配置計画等が具体的に想定できる事業段階で予測対象とすることがふさわしい。
		施設の稼働	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物等
騒音・低周波音	騒音、低周波音		× 対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。	

表 6.1-1(6) 本計画の実施に伴う環境影響要因と想定される環境影響、  
及び調査・予測・評価対象とする影響要因と環境項目

A 列		B 列		C 列
埼玉県環境影響評価条例を参考とした、事業内容から一般的に想定される環境要因と環境項目の選定		地域特性と対象計画の特性に基づく絞り込み		戦略的環境影響評価の段階で対象とする影響要因と環境項目
環境影響要因		影響が想定される環境項目	: 選定する項目 × : 選定しない項目	: 選定する項目 × : 選定しない項目 - : B 列の除外項目
存在・共用	施設の稼働	振動	振動	× 対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	× 対象計画区域に近接して住居等が立地し、施設の稼働による対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及び燐、健康項目等、底質、地下水の水質に係る有害物質等	施設の稼働による対象計画区域外の公共用水域や地下水への影響が考えられる。
		土壌	土壌に係る有害項目	× 施設の稼働による土壌汚染の影響については、対象計画の内容・規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		廃棄物等	廃棄物、雨水及び処理水	× 施設の稼働による廃棄物等の発生があり、対象計画区域外への影響が考えられるが、対象計画の内容・規模等が具体的に想定できる事業実施段階で予測対象とすることがふさわしい。
		温室効果ガス等	温室効果ガス	現況に比較して温室効果ガスが増加する。
		自動車交通の発生	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物等
	騒音	騒音	供用時の発生集中交通により、現況に比較して騒音への影響が負荷される。	
	振動	振動	供用時の発生集中交通により、現況に比較して振動への影響が負荷される。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	現況に比較して温室効果ガスが増加する。	

表 6.1-1 において戦略的環境影響評価の段階で対象とすることが望ましい影響要因と環境項目を表 6.1-2 に整理した。

また、選定理由等は表 6.1-3 に示すとおりである。

表 6.1-2 環境項目の選定の考え方と該当する環境要因と環境項目

考え方	該当する影響要因と環境項目
本事業計画案の検討によって、環境への影響に有意な差が生じると考えられる項目	<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき動植物種、地域を特徴づける生態系、自然とのふれあいの場への影響</li> <li>・ 廃棄物（建設発生木材）の発生量</li> </ul> <p>【存在・供用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成地及び施設の存在による水象への影響</li> <li>・ 造成に伴う土地の改変による、保全すべき動植物種、地域を特徴づける生態系、景観資源、自然とのふれあいの場への影響</li> <li>・ 施設の稼働による大気質、水質への影響</li> <li>・ 自動車交通の発生による大気質、騒音、振動への影響</li> <li>・ 温室効果ガスの発生量</li> </ul>

表 6.1-3 戦略的環境影響評価の項目の選定理由

環境項目		選定理由
物質循環	廃棄物	土地の造成工事により、既存樹木の伐採を行うことから、建設発生木材が生じるため。
地球環境	温室効果ガス	工場、流通施設等の立地により、対象計画区域から現況よりも多い温室効果ガスが排出されるため。 工場、流通施設の立地により、交通量が現況よりも多く発生し、温室効果ガスが増加するため。
大気環境	大気質	施設の稼働により、大気質への影響が想定されるため。 自動車交通の発生に伴う通過交通により、大気質への影響が想定されるため。
	騒音	自動車交通の発生に伴う通過交通により、騒音の影響が想定されるため。
	振動	自動車交通の発生に伴う通過交通により、振動の影響が想定されるため。
水環境	水象	造成地の存在により、地下浸透などの水循環に影響を与える可能性があるため。
	水質	工場排水により、公共用水域の水質への影響が想定されるため。
自然環境	動物	土地の造成工事により、保全すべき動物種に影響を与える可能性があるため。 造成地、施設の存在に伴い、保全すべき動物種に影響を与える可能性があるため。
	植物	土地の造成工事により、保全すべき植物種に影響を与える可能性があるため。 造成地、施設の存在に伴い、保全すべき植物種に影響を与える可能性があるため。
	生態系	土地の造成工事により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。 造成地、施設の存在に伴い、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。
自然とのふれあい	景観	造成地の存在に伴い、景観資源に影響を与える可能性があるため。
	自然とのふれあいの場	土地の造成工事により、近接する自然とのふれあいの場の利用環境に影響を与える可能性があるため。 土地利用計画の内容により対象計画区域における自然とのふれあいの場への影響が考えられるため。

## 6.2 調査、予測、評価の手法

### 6.2.1 調査、予測の手法

戦略的環境影響評価の段階で選定した環境面の項目の調査、予測の手法は、表 6.2-1 に示すとおりである。

調査は、原則として既存資料に基づくものとし、必要に応じて現地踏査やヒアリングで補足することとする。

表 6.2-1(1) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
物質循環	廃棄物	造成等の工事	調査事項 ・樹林の状況、樹木の伐採範囲 調査の範囲 ・対象計画区域とする。 調査方法 ・必要に応じて現地踏査を行う。	伐採樹木の幹材積等から建設発生木材の発生量を推計する。
			調査事項 ・施設の供用による排出原単位等 調査の範囲 ・対象計画区域の施設及び発生自動車交通とする 調査方法 ・既存資料による	施設の供用により排出される二酸化炭素の量を、用途別に原単位等により推計する。 (施設の稼動においては緑地による吸収も考慮する。)
地球環境	温室効果ガス	施設の稼動 自動車交通の発生	調査事項 ・施設の燃料使用量及び排出係数 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・既存資料による	施設稼動に伴う発生量から大気汚染の程度を推計する。
			調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車交通に伴う影響発生原単位の調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料による	自動車交通により発生する大気汚染物質の程度を原単位等を基に推計する。
			調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車交通に伴う影響発生原単位の調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料による	自動車交通により発生する騒音、振動の程度を原単位等を基に推計する。
大気環境	大気質	施設の稼動	調査事項 ・施設の燃料使用量及び排出係数 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・既存資料による	施設稼動に伴う発生量から大気汚染の程度を推計する。
		自動車交通の発生	調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車交通に伴う影響発生原単位の調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料による	自動車交通により発生する大気汚染物質の程度を原単位等を基に推計する。
水環境	水質	騒音振動	調査事項 ・自動車交通の発生量 ・自動車交通に伴う影響発生原単位の調査の範囲 ・対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・既存資料による	自動車交通により発生する騒音、振動の程度を原単位等を基に推計する。
		造成地・施設 の存在	調査事項 ・造成、施設整備による浸透面の変化 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・既存資料による	現況と造成地、施設の存在後の土地利用面積及び流出係数を比較することにより、水循環への影響の程度を推計する。
水環境	水質	施設の稼動	調査事項 ・施設の稼動による工場排水、汚水排水の発生量 調査の範囲 ・対象計画区域とする 調査方法 ・既存資料による	施設稼動に伴う発生量から水質汚濁の程度を推計する。

表 6.2-1(2) 環境面の選定項目の調査及び予測の手法

環境項目		影響要因	調査の手法	予測手法
自然環境	動物	造成等の工事 造成地・施設 の存在	調査事項 ・ 保全すべき動物種の現況 ・ 保全すべき動物種の生息環境の現況 調査の範囲 ・ 対象計画区域及びその周辺とする 調査方法 ・ 原則として既存資料 ・ 必要に応じて現地踏査及びヒアリング を行う。	保全すべき動物種及び その生息環境を把握 し、これらの保全対象 がどの程度環境影響を 受ける可能性があるか を、現況と計画との比 較により整理する。
	植物	造成等の工事 造成地・施設 の存在	調査事項 ・ 保全すべき植物群落の現況 調査の範囲 ・ 対象計画区域及びその周辺とする。 調査方法 ・ 原則として既存資料 ・ 必要に応じて現地踏査及びヒアリング を行う。	保全すべき植物群落が どの程度環境影響を受 ける可能性があるか を、現況と計画との比 較により整理する。
	生態系	造成等の工事 造成地・施設 の存在	調査事項 ・ 動植物の生息・生育環境のタイプ、分 布、量の現況 調査の範囲 ・ 対象計画区域及びその周辺とする。 調査方法 ・ 原則として既存資料 ・ 必要に応じて現地踏査及びヒアリング を行う。	地域の動植物の生息・ 生育基盤がどの程度 の影響を受ける可能 性があるかを、現況 と計画との比較によ り整理する。
	景観	造成地・施設 の存在	調査事項 ・ 景観資源の現況 調査の範囲 ・ 対象計画区域とする。 調査方法 ・ 原則として既存資料 ・ 必要に応じて現地踏査及びヒアリング を行う。	景観資源がどの程度 の影響を受けるかを、 現況と計画との比較 により整理する。
	自然との ふれあいの 場	造成等の工事 造成地・施設 の存在	調査事項 ・ 自然とのふれあいの場の利用状況 調査の範囲 ・ 対象計画区域及びその近接地とする。 調査方法 ・ 原則として既存資料 ・ 必要に応じて現地踏査及びヒアリング を行う。	自然とのふれあいの場 及びそれらの利用環 境がどの程度の影響 を受ける可能性がある かを、現況と計画と の比較により整理す る。

### 6.2.2 評価の手法

評価項目ごとに、事業を実施した場合における環境への影響を整理し、環境配慮に係る課題の抽出を行うことで評価とする。また、個々の原案の間で影響が明確に異なる場合は、原案の比較評価を行う。

## 7. 手続に係る実施計画(県民等への周知、説明及び意見聴取の方法に係る計画)

### 7.1 戦略的環境影響評価計画書に係る手続の実施計画

#### 7.1.1 計画書の周知

##### 1) インターネットホームページへの掲載

埼玉県環境部環境政策課のインターネットホームページにおいて、戦略的環境影響評価計画書を公開する。ホームページアドレスは、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 計画書を公開するインターネットホームページ

所在	アドレス
埼玉県 環境部 環境政策課	<a href="http://saitamaasesu.web.fc2.com/2_jirei/itiran-s.html">http://saitamaasesu.web.fc2.com/2_jirei/itiran-s.html</a>

##### 2) その他の手法による周知

計画書を埼玉県庁、鶴ヶ島市役所等において縦覧に供する。

#### 7.1.2 計画書に関する意見聴取

戦略的環境影響評価計画書に対する意見は、縦覧期間中に、郵送、ファックス、電子メールで受け付ける。窓口及び提出要領は、表 7.1-2 の内容を予定する。

表 7.1-2 計画書に対する意見の受付窓口及び提出要領

住所・宛先	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県産業労働部 企業立地課
ファックス	048-830-4815
電子メール	a3900-04@pref.saitama.lg.jp
意見提出要領	<ul style="list-style-type: none"><li>・意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。</li><li>・意見書の提出対象である計画書の名称（「圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書」）を併記する。</li></ul>

### 7.2 戦略的環境影響評価報告書に係る手続の実施計画

#### 7.2.1 報告書の周知・説明

##### 1) 広報紙による周知

広報紙において、縦覧場所、縦覧期間等の情報を、関係市である鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市に周知する。

##### 2) 説明会の実施

戦略的環境影響評価報告書に係る説明会を報告書縦覧期間中に 1 回実施する。開催場所、日程等は、報告書公開時に合わせて周知する。

## 8 . 調査等の受託者の氏名及び住所

名称：株式会社プレック研究所 北関東事務所

代表者の氏名：所長 大和 文生

主たる事業所の住所：埼玉県さいたま市緑区大門 2625 番地 2